

平成22年2月23日(火)  
於・三番町共用会議所1階第3、第4会議室

食料・農業・農村政策審議会  
平成21年度第6回畜産部会議事録

農林水産省

目 次

1. 開 会	1
2. 部会長挨拶	1
3. 農林水産副大臣挨拶	1
4. 議事の進め方	2
5. 諮問及び関連資料説明	2
6. 質疑応答及び意見聴取	1 2
7. 答 申	3 8
8. 農林水産副大臣挨拶	4 1
9. 閉 会	4 1

## 1. 開 会

### ○山根畜産総合推進室長

ただ今から、平成21年度第6回畜産部会を開催させていただきます。畜産総合推進室長の山根でございます。よろしくお願いいたします。

皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

## 2. 部会長挨拶

### ○山根畜産総合推進室長

鈴木部会長に一言、御挨拶をいただいた上で議事をお進めいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

### ○鈴木部会長

皆様、おはようございます。大変遅れまして、申し訳ございません。

本日は、御案内のとおり、22年度の畜産物価格を決める大変重要な部会でございます。23年度以降の本格的な所得を安定させる制度をどうするのかということも踏まえた上で、22年度何をやるかという非常に重要な位置付けでございますので、ぜひ忌憚のない御議論をいただきたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

## 3. 農林水産副大臣挨拶

### ○鈴木部会長

まず山田副大臣にお見えいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

### ○山田農林水産副大臣

おはようございます。今日は、本当に御苦勞様でございます。今日は、来年度の畜産物の基準価格や保証基準価格、加工原料乳の限度数量など、を決めていただく大事な畜産部会でございます。

私もかつて牛を400頭近く、豚を8,000頭ぐらい飼い、肉屋も6店舗やったりしておりまして、散々失敗した方でございます。この前、畜産企画課長とも話したんですが、このようなマルキン制度があったら、あの頃何とかやれたのになという思いがいたしております。畜産農家は大変厳しい状況の中にあって、特に昨年暮れあたりには肉豚や鶏卵の基金も底を尽きました。大変厳しい状況にある中で、本当に畜産農家が安心して畜産物の生産ができるように、国民も食の安全といいますか、国内産の食肉、乳製品を口にすることができるような、そのための所得補償制度を本格実施に向けて検討させていただいております。

今日は、今年の乳価等の問題も含めて、皆さん方に忌憚なく色々御議論していただければと思っております。大変お忙しい中、こうしてお集まりいただきまして、今日は大変御苦勞様でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

### ○鈴木部会長

山田副大臣、どうもありがとうございました。報道の方はここで移動をお願いしたいと思います。

それから、最初に申し上げておきますが、本日も明治乳業様から御好意で牛乳をいただいておりますので、御紹介させていただきます。どうもありがとうございます。

#### 4. 議事の進め方

##### ○鈴木部会長

議事の進め方でございます。本日は平成22年度の加工原料乳の生産者補給金単価及び限度数量、牛肉及び豚肉の安定価格並びに肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格及び合理化目標価格の決定に当たり留意すべき事項について審議するわけでございます。

本日の審議の結果、諮問に対します当部会の答申が出ますと、それが本審議会の答申とみなされることになっております。委員の皆様には、提出資料や政府の説明に関する質問のほか、政府の施策に関する御意見、御提言があれば、併せて御発言いただくという形をお願いしたいと思います。

本日の部会の議事の進め方としては、このような形で考えておりますが、よろしいでしょうか。

#### 〔「異議なし」の声あり〕

##### ○鈴木部会長

それでは、御異議ないものと認めまして、そのように進めさせていただきたいと思っております。

本日のスケジュールとしては、事務局からの諮問に関連した説明の後、質問や御意見の聴取を行い、12時15分頃に昼休みを取らせていただきたいと思います。その後、12時45分頃に再開させていただきます。午後1時45分頃までを目途に質疑応答及び委員からの御意見、御提言をいただきたいと思います。諮問に対する賛否につきましては、その後、一括してお伺いしたいと思います。

休憩を挟みまして、午後2時頃から答申案の作成に入りまして、午後3時30分を目処に終了したいと考えております。すべての日程を3時30分を目処に終了したいと考えております。

本日の諮問事項は極めて重要な問題でありますので、審議には十分な時間を取りたいと考えておりますが、委員の方々はお忙しい方ばかりでございますので、できるだけ効率的な運営に努めまして、本日、しかるべき時間までには答申に持っていきたいと考えておりますので、御協力、よろしくお願い申し上げます。

#### 5. 諮問及び関連資料説明

##### ○鈴木部会長

資料の説明でございます。本日付けで農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問がございますので、まず牛乳乳製品課長から加工原料乳の生産者補給金単価等に関する諮問文の朗読をお願いいたします。

##### ○倉重牛乳乳製品課長

牛乳乳製品課長でございます。読み上げさせていただきます。

#### 諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項の規定に基づき平成22年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定め

る数量を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき平成22年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上です。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございました。続きまして、朗読いただいた諮問に関連しての説明をお願いいたします。

#### ○倉重牛乳乳製品課長

加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量の算定について、資料5-2の加工原料乳生産者補給金単価等算定説明資料に基づいて説明申し上げます。

なお、資料5-1で加工原料乳生産者補給金制度の概要、参考資料として、平成20年度の全国と北海道の牛乳生産費、また牛乳乳製品に関する生産、流通、需給、消費関係の資料が掲載されております酪農関係資料をお配りしておりますので、必要に応じて御覧いただければと思います。

具体的な算定について説明させていただきますので、資料5-2の加工原料乳生産者補給金単価等算定説明資料を御覧下さい。なお、この資料でございますけれども、1ページから3ページまでが補給金単価、4ページから5ページが限度数量の説明でございます。6ページ以降はそれぞれの説明参考資料を入れております。

まず、補給金単価でございます。1ページをお開きいただきたいと思います。

補給金単価算定の考え方でございます。加工原料乳の補給金単価は、加工原料乳地域である北海道の生産費及び乳量の各々の変化率から求めた生産コスト等の変動率を前年度の補給金単価に乘じまして、当該年度の加工原料乳生産者補給金単価を算定することとしております。この方式は変動率方式と呼ばれておりまして、平成13年度に補給金制度を改正して以来、法律に基づき適用している方式でございます。22年度の単価におきましても、この変動率方式で算定をしております。

この考え方を算式としてまとめたものが、1ページの中ほどにお示ししているものでございます。当該年度の補給金単価＝前年度の補給金単価×生産コスト等変動率でございます。このうち生産コスト等変動率の部分については、 $C_0/C_1 \div Y_0/Y_1$ で求めることになっております。この $C_0/C_1$ は搾乳牛1頭当たりの生産費の変化率でございます、 $Y_0/Y_1$ は搾乳牛1頭当たりの乳量の変化率でございます。

次に算定要領でございます。22年度の補給金単価算定の基本となります前年度の補給金単価については、21年度の補給金単価である生乳1kg当たり11.85円を用いているところでございます。

次のページを御覧ください。生産コスト等変動率の算定方法でございます。前のページの算式のとおり、搾乳牛1頭当たりの生産費の変化率を搾乳牛1頭当たりの乳量の変化率で割って算出することになっております。この生産コスト等変動率の算定の中身について、今から説明を申し上げます。

まず(1)の搾乳牛1頭当たり生産費の変化率の算定方法でございます。搾乳牛1頭当たり生産費の算定の基礎となりますのは、牛乳生産費の飼養頭数規模別の搾乳牛1頭当たり全算入生産費でございます。これを畜産統計に基づき直近年の飼養頭数規模別飼養頭数ウェイトにより加重平均をいたします。分母、分子、各年の生産費を直近年のウェイトで加重平均することによりまして、過去3年間の飼養規模の拡大がなかったものとして、これは規模拡大努力による生産性向上の成果が

生産者の手元に残るよう配慮し、このような計算をしているものでございます。

次に酪農経営の実態を的確に反映させるため、この生産費に集送乳経費、販売手数料及び企画管理労働費を加算いたしまして、さらに物価・労賃の直近の動向等を織り込むことにしております。このようにして算出した搾乳牛1頭当たりの生産費を、ここでは修正生産費と呼びます。この修正生産費の当年を含む過去3年の平均を前年を含む過去3年の平均——これは分母でございますが——で割って算出したのが搾乳牛1頭当たりの生産費の変化率でございます。

修正生産費の算出方法でございますが、資料のAから順に説明いたしますと、まず物財費の各費目については、調査した時期と算定する時期のずれを補正するために、原則として、当年を含む過去3年——分子でございます——については直近、これは平成21年10月から12月が基本となっておりますけれども、その水準に修正する。前年を含む過去3年——これは分母に当たります——については、その1年前、つまり平成20年10月から12月の水準に物価修正をしています。

次にイの家族労働費でございます。酪農経営の実態を適切に反映させるために、厚生労働省の毎月勤労統計調査による北海道の製造業5人以上規模の労働賃金水準により評価をしております。ウの地代及び資本利子については、当年を含む過去3年——分子でございます——は直近年、即ち平成20年、前年を含む過去3年——分母でございます——は1年前である、平成19年の水準に評価をしております。さらに、エの企画管理労働費については、牛乳生産費調査結果に基づく企画管理労働時間に家族労働費と同額の労賃単価を乗じて算出しております。このように求めた当年を含む過去3年の修正生産費の平均を前年を含む過去3年の平均で割り、これによって修正生産費の変化率を算出するというところでございます。

続きまして、2ページの(2)搾乳牛1頭当たりの乳量の変化率でございます。搾乳牛1頭当たり乳量については、牛乳生産費による搾乳牛通年換算1頭当たり乳脂肪分3.5%換算乳量を直近年の飼養頭数規模別飼養頭数ウェイトにより加重平均して算出し、これを修正乳量と呼んでおります。この修正乳量の当年を含む過去3年の平均——18から20年度の平均です——を前年を含む過去3年の平均——ここでは17から19年度の平均です——で割り、算出するというところでございます。

乳量につきましても、経営規模が拡大するほど乳量が増加する傾向がございますので、生産費の変化率の算出と同様に、直近年の頭数ウェイトで加重平均して算出することによって生産者の生産性向上の成果に同じ考え方で配慮しているところでございます。

恐縮ですが、7ページを御覧いただけますでしょうか。このようにして求めますと、7ページの一番下でございますけれども、1頭当たりの生産費の変化率は0.9971、搾乳牛1頭当たりの乳量の変化率は、生産費調査における18年度、19年度乳量が減産や飼料給与量が減少した影響等から減少したため、0.9970となります。0.9971を0.9970で割ると、生産コスト等変動率は1.0001となるということでございます。

ここで、3ページにお戻りいただけますでしょうか。22年度の単価の試算値でございます。21年度単価のキログラム当たり11.85円に生産コスト等変動率——今求めました1.0001でございます——を乗じて得られました11.85円といたしました。これは現行の21年度単価と同額となります。生産コストと変動率の詳細な算定については、ここでは説明を省かせていただきますけれども、6ページから8ページに記載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上、補給金単価の算定について御説明させていただきました。

続いて限度数量について御説明いたします。4ページを御覧ください。まず、限度数量の考え方でございます。22年度の推定生乳生産量から推定自家消費量、牛乳等向け生乳消費量、その他乳製

品向け生乳消費量で、要調整数量を控除して特定乳製品向け生乳供給量として見込まれる数量を算定し、これを限度数量としているところです。今申し上げた考え方を算式で示すと、4ページの中ほどにL=以下の算式になります。

次に、算定要領についてでございます。1の推定生乳生産量については、最近の経産牛頭数から平成22年度の経産牛頭数を推定いたしまして、その頭数に乳量を乗じて算出しております。2の推定自家消費量については最近の動向を考慮して算出しております。

5ページに移りますけれども、3の牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量については、平成12年度から21年度の消費者物価指数（総合）と、飲料支出に占める牛乳支出の割合と国民1人当たりの年間牛乳等向け生乳消費量との関数式がございまして、これにより22年度の国民1人当たりの年間牛乳等向け生乳消費量を推定し、これに22年度の推定総人口を乗じ、これとは別に学校給食用生乳消費量として見込まれる数量を加えて算出しております。

4のその他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量については、これも最近の動向等を考慮して算出しております。5の要調整数量は、輸入乳製品を除く推定生乳消費量を上回って生産されると見込まれる生乳量でございまして、需給均衡を図るために調整が必要な数量ということでございます。

各々の数値の算定について説明いたしますので、恐縮ですが、10ページ、11ページをお開きいただければと思います。10ページ、11ページは推定生乳生産量の算定基礎をお示ししているものでございます。

まず右側の11ページを御覧いただければと思います。左上の欄に⑥経産牛頭数がございます。その右隣に⑦経産牛1頭当たり月間乳量、その右に⑧平成22年度生乳生産量がございます。ごく簡単に申し上げますと、毎月の経産牛頭数に経産牛1頭当たり月間乳量を乗じて毎月の生乳生産量を算出して、これを22年4月から23年3月まで足し上げることにより、22年度の推定生乳生産量を算出しております。22年度計で777万5,000トンとなっております。

ここでは777万5,000トンを下限值といたしまして、この表の下の（2）にございましており、経産牛1頭当たり月間乳量が（1）よりも1.6%多い場合で、その他は同様に算出した789万7,000トンを上限值として求めております。そして、下の（3）にございましてように、この両者の中央値が783万6,000トンとなっております。以上が生乳生産量の推定となっております。

なお、左側の10ページは毎月の経産牛頭数をどのように推定したかを示したものでございます。毎月の経産牛頭数は、その月から新たに生乳を生産し始める牛、つまり②の初産牛分娩可能頭数に③の前月から繰り越される経産牛頭数を加えたものから、⑤のその月にと畜や病死等により減耗する経産牛頭数を減じて求めているところでございます。

12ページをお開きいただきますと、この12ページは生乳生産量以外の要素についての算定基礎でございます。2の推定自家消費量D1でございますけれども、これは21年度の見込みを基礎に最近の動向を考慮して7万4,000トンと推定しております。3の牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量D2については、D2AとD2Bに分けて算出しております。このうちD2Aは牛乳乳製品統計における牛乳等向け生乳処理量ベースにより見込まれる牛乳等向け生乳消費量から学校給食用を除いたものでございます。D2Aについては、消費者物価指数、飲料指数に占める牛乳支出の割合と国民1人当たりの牛乳等向け生乳消費量との関数から、22年度の国民1人当たりの牛乳等向け消費量であるD1を推定して、これに22年度の推定総人口Nを乗じることにより算出しております。

この算式により365万8,000トンから371万6,000トンと算出しております。2通り申し上げました

けれども、変数の予測に誤差として1%程度を見込んで幅を持たせてお示ししているところです。D2Bの学校給食用の生乳消費量については、児童生徒数の減少を考慮いたしまして、40万トンと推定しているところでございます。このD2AとD2Bを足しますと、牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量D2は405万8,000トンから411万6,000トンとなり、その中央値は408万7,000トンとなるところでございます。4のその他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量D3については、21年度見込みを基礎に最近の動向等を考慮して168万1,000トンと推定しています。

13ページに移ります。要調整数量Q1-Q1'がございまして、Q1は先ほど説明いたしました22年度の推定生乳生産量で777万5,000トンから789万7,000トンでございます。ここから22年度の輸入乳製品を除く推定生乳消費量のQ1'の763万1,000トンから775万3,000トンを差し引きまして、14万4,000トンとしているところでございます。

ここで恐縮ですが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。5ページの中ほどに算式とそれぞれの試算結果をお示ししております。上から、推定生乳生産量の中央値は783万6,000トン、推定自家消費量は7万4,000トン、牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量の中央値は408万7,000トン、その他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量は168万1,000トン、要調整数量については14万4,000トンとなっております。これらを上のL=云々という算式に当てはめると、ここで我々が求める数量、すなわち限度数量Lは185万トンになります。

最後ですが、14ページ、15ページには生乳需給表をお示ししているところです。この表は限度数量の御審議の参考となるように、お示ししているものです。今まで私から説明いたしました数値の一覧表となっております。表の中には、あわせて21年度の見込みに対する伸び率も付しているところでございます。

算定資料の説明については以上でございます。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございます。次に、食肉鶏卵課長から指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格に関する諮問文の朗読をお願いいたします。

#### ○渡邊食肉鶏卵課長

食肉鶏卵課長の渡邊でございます。指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格に関する諮問文を朗読させていただきます。お手元の資料3-2と3-3を御覧下さい。

まず、3-2でございます。安定価格の諮問でございます。

#### 諮 問

畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき平成22年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

次に3-3でございます。これは保証基準価格と合理化目標価格の諮問でございます。

#### 諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成22年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留



意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございました。続きまして、朗読いただきました諮問に関連し、食肉鶏卵課長から説明をお願いいたします。

#### ○渡邊食肉鶏卵課長

諮問に関連した試算値の内容について、資料4及び資料6-1から6-7に基づいて説明させていただきます。

まず資料4の1枚紙を御覧ください。中段の2の指定食肉の安定価格でございます。牛肉については、安定上位価格は1,060円、安定基準価格は815円と、21年度と同額の試算値でございます。豚肉についても21年度と同額で安定上位価格は545円、安定基準価格は400円となっております。

次に下段の3の指定肉用子牛の保証基準価格と合理化目標価格でございます。保証基準価格についても指定食肉の安定価格と同様に21年度と同額であり、黒毛和種31万円、褐毛和種28万5,000円、その他の肉専用種20万4,000円、乳用種11万6,000円、交雑種18万1,000円となっております。合理化目標価格も各種区分ともに21年度と同額の試算値でございます。また、合理化目標価格の適用期間については1年間としているところでございます。

次に、指定食肉の安定価格の算定方法について説明したいと思います。まず算定方法の基本的な考え方について説明いたします。資料6-1の1ページを御覧ください。指定食肉の価格安定制度は、農畜産業振興機構の需給操作等を通じて安定価格帯の幅の中に卸売価格を安定させることにより、価格の乱高下を防ぎ、消費者への食肉の安定供給を図るとともに、生産者の経営安定に資するものです。安定価格は畜産物の価格安定に関する法律第3条に基づき、毎年度、生産条件、需給事情、その他の経済事情を考慮し、その再生産を確保することを旨として定めることとされております。

2ページを御覧ください。食肉の安定価格の算定方法の基本的な考え方でございます。従来、需給実勢方式によって行っております。牛や豚の生体卸売価格は一定の期間でその水準が一巡する特徴があり、豚では5年間、牛では7年間でございますけれども、この期間で生産コストが賄われていたことに着目しまして、一定期間の農家販売価格を基に生産コストの変化率を乗じ、市場取引価格に換算し、さらに季節変動を加味して1年を通じて生産コストが賄われる牛肉、豚肉の卸売価格の範囲について算出しているものでございます。

次に、資料6-2の算定要領を御覧ください。1ページをお開きください。先ほど説明いたしました算定方法を記号に置きかえたものが中段に記載されている $P = \{(P_0 \times I) \times m + k\} \times (1 \pm v)$ となっております。P<sub>0</sub>が農家で生体を販売した価格、Iが生産コストの変化率、mとkが枝肉換算係数、(1±v)が変動係数になります。

次のページを御覧ください。各要素について説明いたします。P<sub>0</sub>について、(1)ですけれども、基準期間の肉豚の農家販売価格(P<sub>0</sub>)は平成17年1月から21年12月までの5年間の農作物価統計による農家販売価格を平均して算出します。

次に、(2)の生産費指数の計算方法について説明いたします。生産費指数は直近5年間の基準期間における平均的な生産費に対して、価格算定年度となる22年度の推計生産費の変化の動向を見るための指数で、具体的には22年度に見込まれる生産費を基準期間の平均生産費で除したものです。生産費指数は次のアからエにあるように、4つの要素、q<sub>0</sub>、q<sub>1</sub>、p<sub>0</sub>、p<sub>1</sub>から構成されており、

ウに示すように、これらを総合的に計算してIを求めることになっております。

次のページをお開き下さい。(3)は枝肉換算係数(m)と(k)の計算でございます。P0とIを掛け合わせると、22年度の農家販売段階における価格が算出されます。安定価格は枝肉の卸売価格を求めるため、農家販売価格を省令規格の枝肉の販売価格に換算する必要があります。このため、基準期間5年間における豚肉の枝肉卸売価格と肉豚農家販売価格の推移から両者の1次回帰式を作成し、枝肉卸売価格を算定いたします。

次に、変動係数でございますが、次に(4)に書いてございます。(3)で算出した豚の枝肉卸売価格を前年度と同様に価格変動幅15%によって上限に開いた安定基準価格と安定上位価格を算出いたします。

以上が豚肉についての安定価格算定の考え方でございます。

次のページを御覧下さい。次に牛肉について説明いたします。牛肉についても、制度の趣旨は豚肉と同様でございます。算定方式も需給実勢方式で豚肉と同様でございます。安定基準価格を求める牛の枝肉は去勢牛のB2及びB3規格となっております。和牛と乳用種おすの両方が対象となっております。一方、算定に必要な農家販売価格や生産費等のデータについては、和牛と乳用種おすが別々に調査されています。このため、和牛と乳用種おすのそれぞれで計算をし、枝肉価格を算出する際に一本化して求めております。算定式の中で各項目にw——これは和牛の略でございます——が付いているものが和牛の系列であり、dはデリーの略でございますけれども、これが付いているものが乳用種おすの系列となっております。

これを算式にまとめたのが4の式でございます。求める安定価格Pは去勢和牛と乳おすの2系列の $P0 \times I \times m$ に回帰式の定数項kを加えて変動変数の $1 \pm v$ で上下に開いて算定いたします。

次のページを御覧下さい。各構成要素について説明いたします。

まずP0でございます。(1)の基準期間における肉牛の農家販売価格は、和牛と乳おすの2つの系列がございます。ここでは $P0w$ と表記している和牛系列と $P0d$ と表記している乳用雄肥育牛の系列のそれぞれについて、平成15年1月から21年12月までの直近7年間の各月の農業物価統計における農家販売価格を平均して算出いたします。(2)の生産費指数については、統計部の去勢若齢肥育牛生産費調査と乳用雄肥育牛生産費調査を用いてP0と同様に去勢和牛の生産費指数と乳用雄肥育牛の生産費指数に分けて算出いたします。具体的な算定方法は以下のアから次ページに記載しているとおり、先程どと同じように、4つの構成要素を算出いたしまして、それぞれを掛け合わせて基準期間の名目生産費と22年度における名目生産費を求めてIを計算しています。

1ページ飛ばしまして、7ページを御覧下さい。枝肉換算係数でございます。枝肉換算係数についても従来どおり、直近7年の指定食肉の枝肉卸売価格に対する去勢肥育和牛の農家販売価格と乳用おす肥育牛農家販売価格との回帰関係から関係式を一元的に求め、これに22年度の肉牛農家販売価格を代入することによって、枝肉販売価格を算出しております。変動係数でございますけれども、(3)で得られた枝肉卸売価格を上下に開くために、変数として、前年度と同じく $\pm 13\%$ としています。

次に、以上述べたことを実際の数値に即して説明したいと思います。資料6-3の1ページを御覧下さい。豚肉の試算結果でございます。試算の全体像は、下の(2)の試算にありますように、直近5年間における肉豚の農家販売価格は297円でございます。これに生産費指数Iが1.016ということで、301円75銭が22年度に見込まれる肉豚農家販売価格でございます。これに枝肉換算係数1.602を掛け、定数項マイナス11.27を加えた472円13銭が枝肉価格となっております。これを変動係数1

5%で上下に開きますと、基準価格が401円31銭、上位価格が542円95銭となりまして、これを従来ルールで5円刻みに丸めますと、上位価格が545円、基準価格は400円でございます。

なお、括弧書きにあるように、上記の算式で求められる数値は皮はぎ法により整形した豚肉の安定価格ですので、湯はぎ法により整形したものについては、皮の重量を考慮して従来通り7%の格差を設定しているところです。

次のページを御覧下さい。2ページは、基準期間の日本の農家販売価格、いわゆるP0の計算を示しています。3ページを御覧下さい。生産費指数Iの算式でございます。Iは分母が $\sum q_0 p_0$ でございますまして、分子が $\sum q_1 p_1$ で求められる指数でございます。(2)に試算値が出ておりますけれども、1.016と算出されています。4ページ、5ページには、そのIを計算するための算出基礎となるそれぞれの数値が、6ページから8ページまで、それぞれの項目の諸元が記載されています。

次に9ページをお開き下さい。枝肉換算係数(m)と(k)でございます。先ほども申し上げたとおり、基準期間の枝肉卸売価格と肉豚の農家販売価格との回帰関係から算出したしまして、(2)の試算にございますように、 $Y=1.602X-11.27$ という式になってございます。これにより中心価格を求めて、変動係数15%で上下に開いているところです。

以上が豚肉の算定でございます。

次に資料6-4を御覧下さい。牛肉について説明したいと思います。まず1ページの(2)の算式でございます。和牛系列では、御覧の通り、P0は1,105円、これが去勢和牛の直近7年間における農家販売価格でございます。これに去勢肥育和牛の生産費指数0.848を掛けて得られる937円04銭が22年度に見込まれる去勢和牛の農家販売価格でございます。乳用おすも同様の計算をしています。

次に、農家販売価格を枝肉価格に換算するために、和牛系列には0.219という係数を掛け、乳用おす系列には2.062という係数を掛けて、更に定数項として69.26を引くことによって、枝肉価格936円19銭が求められます。こうして得られた価格を13%という変動係数で上下に開くと、上が1,057円89銭、下が814円49銭となりまして、5円単位で丸めると上が1,060円、下が815円になるわけです。

2ページ以降は各要素の数字の説明でございます。3ページに乳用おすの肥育牛について示しています。4ページは、生産費指数の計算を示してございます。(2)の案によりまして、先ほども説明した通り、和牛では0.848、乳用おすでは0.963となります。Iの各要素については、5から20ページにかけて詳細を掲げております。

21ページをお開き下さい。21ページには農家販売価格を枝肉に換算する係数と定数を示しています。直近7年の価格動向を用いて回帰式を求めますと、(2)のとおり、 $Y=0.219X_w+2.062X_d-69.26$ となります。この回帰式にそれぞれ農家販売価格を代入して中心価格を求め、変動係数13%で上下に開いて上位価格と基準価格を求めています。

次に子牛の関係について説明いたします。戻って恐縮ですが、資料6-1の3ページをお開きください。肉用子牛生産者補給金制度は、牛肉の輸入自由化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処するため、肉用子牛の実勢価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に生産者に対して生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的としております。具体的には、肉用子牛の価格が低落し保証基準価格を下回った場合に、生産者補給金を交付し肉用子牛の再生産を確保するものでございます。

4 ページをお開き下さい。算定方法の基本的な考え方を説明いたします。保証基準価格は肉用子牛の生産条件、需給状況、その他の経済事情を考慮し、肉用子牛の再生産を確保することを旨として定めることとされております。保証基準価格の算定方法は、輸入自由化の影響を緩和するという目的から、輸入自由化前の農家販売価格を基に生産コストの変化率を乗じ、市場取引価格に換算し、黒毛和種、乳用種等品種ごとに算出いたします。

合理化目標価格については、牛肉の国際価格の動向、肉用牛の肥育に要する合理的な費用の額などから見て、肉用牛生産の健全な発達を図るため、肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な生産費を基準として定めることとされております。この価格は、競争力のある国産牛肉の生産を実現するために、輸入牛肉価格及び肥育に必要な合理的な費用から外国並みのコストで生産できる理想の国産子牛価格を算出し、さらに市場取引価格に換算し、品種ごとに算出するものです。

次に資料6-5の肉用子牛の保証基準価格と合理化目標価格の算定要領、1 ページを御覧下さい。保証基準価格は5つの品種について算定することとしております。和牛系列として黒毛和種、褐毛和種、その他肉専用種の3区分、乳用種系列として、乳用種、交雑種の2区分、計5つの品種区分について算定しております。5品種の具体的な算定方法は、和牛系列と乳用種系列の2つに分けて算出した子牛価格に品種格差係数を乗じて和牛系列から黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種の価格を、乳用種系列から乳用種と交雑種の価格を算出いたしております。

中段に記載しております式が、先程説明した保証基準価格の算定方式を記号化したものです。Pが求める価格、P0は輸入自由化前7年間の子牛農家販売価格、Iは生産コストの変化率、mとkは市場取引換算係数、Dが品種格差係数となっております。

次に各要素について説明いたします。2 ページをお開き下さい。(1)の基準期間の肉用子牛販売価格P0については、昭和58年2月から平成2年1月までの7年間の和子牛及び乳子牛の農家販売価格をそれぞれ平均して算出しております。

次に(2)の生産費指数Iは、和子牛及び乳用おす育成牛の生産費を基に算定しておりまして、その要素となるq0、q1、p0、p1の計算方法については、豚肉や牛肉の安定価格と同じ考え方です。生産費の項目のうち、和子牛については繁殖めす牛償却費、乳用種、交雑種についてはもと畜費が、それぞれ品種で異なった動きをしているため、品種ごとに算出しています。

3 ページを御覧下さい。mとk、市場取引換算係数については、農家販売価格と市場価格の回帰関係から回帰式を求めて算出しています。

(4)の品種格差係数(D)については、和子牛では、自由化前7年間の和子牛、黒、褐一本の市場価格と、黒、褐、その他の肉専用種のそれぞれの市場価格との関係から算出しています。交雑種については、自由化前7年間の乳子牛の市場価格と交雑種の市場価格との関係から算出しています。

以上が肉用子牛の保証基準価格の考え方でございます。

次に合理化目標価格の考え方を説明いたします。4 ページをお開き下さい。合理化目標価格についても、保証基準価格と同様、和牛系列と乳用種系列の2つの系列に分けて計算し、それぞれの系列の中で品種格差係数を用いて5種の価格を算出しています。中段を御覧いただきますと、先程資料6-1で説明いたしました算定式を記号化したものがございます。Pが求める価格、Cが輸入牛肉価格、Tが関税率及び諸経費、Qが品質格差係数でございます。そのほか、uとvが肥育牛換算係数、Wが出荷体重でございまして、これらが肥育牛換算係数となります。Gが肥育に必要な合理

的経費、 $m$ と $k$ が市場取引換算係数、 $D$ が品種格差係数でございます。具体的な計算方法は、一言でいえば、部分肉価格から生体である肉牛1頭の価格を算出して、子牛の購入費以外の生産費を差し引いて子牛価格を算定しています。

5ページを御覧下さい。各要素について説明したいと思います。輸入牛肉の価格については、一定期間、米国産牛肉輸入停止期間を除く平成9年6月から15年12月まで及び18年8月から平成21年12月までの10年間の豪州産及び米国産、さらに冷蔵品、冷凍品ごとの輸入価格を加重平均して求めています。輸入価格については、ドル建てで計算し、直近5カ年の為替レートにより円に換算しています。関税率及び諸経費については、牛肉については38.5%の関税率、輸入諸経費については従来通り7%、消費税5%で計算しています。

品質格差係数につきましては、輸入牛肉と国産牛肉との価格差を織り込むものでございます。米国産牛肉の輸入停止により米国産部分肉が出回らない期間を除く平成12年6月から21年12月までの7年間の部分肉価格の加重平均を輸入牛肉の部分肉価格として、国産牛肉の部分肉価格に対する比率を去勢和牛及び乳用おす肥育牛について、それぞれ算出するものでございます。

6ページをお開き下さい。肥育牛換算係数については、国産牛肉の部分肉価格を生体価格に換算するための係数と定数でございます。また、肥育に要する合理的費用の額（ $G$ ）については、費目ごとに名目生産費を物価指数で除して実質費用（ $q_0$ ）を求めて、これに最近時の物価指数（ $p_1$ ）を乗じて合計を算出して、それに資本利子、地代を加算しています。

7ページを御覧下さい。市場取引換算係数（ $m$ ）と（ $k$ ）でございます。これも先程から申し上げてございますけれども、市場取引価格と農家購入価格との回帰関係から求めています。また、品種格差係数につきましては、それぞれの価格、黒毛から褐、その他、乳用種から交雑種を算出しています。

資料6-6を御覧下さい。今までの考え方に基づいて具体的に数値を当てはめたものを説明いたします。

2ページでございます。具体的に算出した数値でございます。先ほど総括表で説明したとおりの数字が並んでございます。3ページ、4ページは農家販売価格でございます。基準期間は輸入自由化前の7年間で固定し、30万2,660円となっております。5ページ、6ページには乳子牛系列の農家販売価格がございまして、16万7,246円となっております。7ページは生産費指数（ $I$ ）の計算を示したものです。それぞれの計算結果はここに示している通りでございます。9ページ以下に算出基礎を示しています。

28ページをお開き下さい。28ページの3は市場取引換算係数の計算結果でございます。（2）に示してある通りの式になっております。また、品種格差係数については、29ページの試算にあるように、それぞれ1.003、0.933、0.704、1.177となっております。

続いて、資料6-7を御覧下さい。合理化目標価格の数字について説明いたします。（2）の試算結果でございます。 $P_w$ が和牛系列、 $P_d$ が乳子牛関係の係数でございます。3ページ以下は各要素の計算の内訳でございます。3ページを御覧下さい。3ページは輸入価格について求めています。ここにお示ししている通り、キロ当たり434円47銭でございます。

4ページを御覧下さい。関税率については御覧の通りの計算でございます。1.505、品質格差係数につきましても、ここにお示ししている通り、去勢で2.93、乳用おすで1.54となっております。

5ページを御覧下さい。肥育牛換算係数（ $u$ ）と（ $v$ ）については、直近7年間の部分肉価格と肥育牛の農家販売価格の回帰関係から求めておりまして、試算式の通りとなっております。

6ページをお開きいただきますと、肥育に要する合理的な費用の額についてお示ししているところでございます。

7ページを御覧下さい。6に市場取引換算係数、7に品種格差係数の計算を示しておるところでございます。

以上が合理化目標価格の試算値の説明でございます。長くなりましたけれども、これで指定食肉と肉用子牛に関する算定要領及び参考資料の説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございました。次に、国民の皆様からの政策提案という資料がございますので、それについての説明も事務局からお願いします。

#### ○山根畜産総合推進室長

時間の関係上簡単に説明いたします。資料7でございます。前回の部会で説明いたしましたように、国民の皆様から畜産物価格及び関連対策について政策提案を募集しましたところ、価格関連で全部で310件いただいております。そのうち同種のを若干整理して載っているのは238件ということで、畜産物価格及び関連対策について非常に幅広い御意見をいただいているところでございます。委員の皆様には事前にお送りさせていただいておりますので、審議の御参考にさせていただければと思います。

併せまして、本日、こちらの封筒に入っておりますが、本日の畜産部会に対して要請書をいただいておりますので、こちらも御参考にさせていただければと思います。

以上でございます。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございました。

## 6. 質疑応答及び意見聴取

#### ○鈴木部会長

質疑・応答に移りたいと思います。今、説明いただきました件について、御意見、御質問、それから、副大臣からもお話のありましたような今後23年度以降の酪農・畜産所得補償制度を考える上で踏まえるべき点等、少し長期的な面もございまして、併せて質疑させていただきたいと思います。

どなたからでも結構ですが、林委員が午前中で退席されなければいけないので、まず林委員にお願いしたいと思います。

#### ○林委員

資料4が全体のまとめになっているわけですね。要するに、加工原料乳については限度数量が若干減少しますが、単価等については平成21年度と22年度については変わらないと理解してよろしいわけですね。いろんな計算の方式は去年もお聞きして、これはなかなか大変ですけども、それは厳密でよろしいことですが、要するに、21年度と22年度の差はそういうことですね。確認です。

#### ○山根畜産総合推進室長

22年度は185万トンで、21年度は195万トンということです。

#### ○林委員

21年度と22年度で、ここの違いだけですね。

○山根畜産総合推進室長

そうです。

○林委員

そういうことですね、わかりました。

○鈴木部会長

ありがとうございました。飛田委員、お願いします。

○飛田委員

私、北海道の生産者です。よろしく願いいたします。生産者段階としては、与党の先生方にも色々御要請をさせていただいてきておりまして、手取り価格がどのようになるのかということが基本なんですね。今回、このように諮問された限度数量が、10万トン昨年から比べるとマイナスだと。これは国の関与する問題ですから、この畜産部会で討議することはいいんですけども、手取り価格がまだ明確にされていないということですよ。例えば10万トン落ちるということは、11円85銭ですから、単純に言うと11億8,500万円のマイナスになる。

もっと詳しい話をすれば、チーズ、液状関係が昨年度は86億円の金額が、例えばALICの事業で交付されていた。私ども手取り価格が幾らになるのかなということが一番大事な部分であって、色々な要素があって、要するに限度数量が下げられた場合に、どんな形で手取り価格を維持できるような補てん措置があるのかということが、今日の段階では見えてきませんよね、関連対策に対しては。

これがいつ見えるのか。そのことがどうやって示されるのか。今日は、これには示されませんが、私どもは、そこが一番肝心なところでございます。要するに、限度数量と補給金、加工乳の話、それだけが決定をされるという。それを踏まえたときに、現場としては、22年度の手取りは一体どうなるんだということが非常に気になるところで、今申し上げた86億円が、去年セットされていたということからすると、例えば11億8,500万円のマイナスになりますよ。チーズ対策は、今日は出てきませんが、お聞きしますと、そういう話も出ている。この11億8,500万円の部分をどうやって出していただくのかということが非常にわからないですね、今の段階では。ですから、これがどのように出されて、どういう形でわかりやすく出てくるのかというのが私は心配なんです。それで、今日こうやって会議を開いているんですが、全体を通した手取りがどうなるかということがわからない中で、国の関与する部分についての議論は非常に心配なんです。そこはいかがですかね。

○鈴木部会長

今の点について。

○倉重牛乳乳製品課長

牛乳乳製品課長でございます。飛田委員が御指摘のように、限度数量は10万トンが前年度に比べて削減ということでございますけれども、これはどのような考え方で行ったかと申しますと。

○飛田委員

10万トンの関係はいいですから。生産現場は飲用乳の需要が落ち込んでくるということもわかっています。そうすると、加工とかチーズとか液状に回るということは当然、理解されるんです。ただ、加工部門に回る部分が10万トン下がったと、今、話を聞いたからいいんですよ。その部分を手取り価格が下がらないようにどうするんですかということですよ。

○鈴木部会長

質問の御趣旨はよくわかりました。

○山田副大臣

おっしゃっている質問の趣旨はよくわかります。確かに、来年度の一般予算で29億円立てています。さらに、財務省と調整しているところです。昨年、幾らだったかな。

○飛田委員

86億ぐらいです。

○山田副大臣

86億ですね。

○飛田委員

限定でね。

○山田副大臣

実際に使われているのは62億円でしたよね。

○飛田委員

例えば、生クリームの消費が伸びなかった。

○山田副大臣

今年は、昨年以上にそれなりの手当てはするつもりでおりまして、補助金の額については昨年を下回ることはないと思っております。今日皆さん方の答申を受けて、明日大臣から発表していただくことにしております。今日私から明確なことは言えません。事情はよく存じ上げているつもりです。

○鈴木部会長

関連して、富士委員、お願いします。

○富士委員

飛田会長の言っている部分の半分は、進め方といいますか、畜産部会で法律に基づいた諮問事項というのは、今日諮問されている加工原料乳暫定措置法に基づいたり、畜安法に基づいたりという政策はこうなんですけれども、今の生産農家の経営所得対策は関連対策を含めた予算措置を含めて手取りが確保されたり、来年度の経営がこれで安定していけるなという確信を持てるわけで、そういう意味ではパッケージで、セットで提示してもらわないと、良いとか悪いとか判断できない部分があるということだと思えます。

そういう意味で、来年、本格的な所得補償へ転換していくという過渡期ですから、こういう運営というか、進め方になっているのか。そういう意味で、今年は特殊だということなのか。毎年、毎年、こういう形で審議をしていくのかという、その心配だということだと思えます。

○山田副大臣

毎年、こういう形で行くと思っておりません。来年に向けて畜産の所得補償対策をやるつもりであります。マルキン制度にしても、補完マルキンとマルキンを一本にするとか、シンプルな形に、色んな形で検討しております。そういう意味では、昨年がどうであったか私は存じ上げていないんですが、いずれにしても、来年、こういう形になると思っておりません。

ただ、予算措置を伴う最終的な決定は今日の諮問の答申を待った上で、大臣、政務三役で最終決定させていただくことになろうかと思っております。

○鈴木部会長



林委員、お願いします。

#### ○林委員

副大臣から来年のこともおっしゃられましたので、今日の会議は法律に基づいて、先ほどもお話ありましたけれども、きちんと数字を定めるということにあると思います。それはそれで大変重要なことでありますけれども、全体として生産者がどのような形で所得が補償されるか。もう一つ欲しいのは、こういう政策を取ったときに、消費者はどのくらい負担することになるのかという数字も必要だと思うんです。生産者側の収入も必要であると同時に、プライオリティはもちろんこれを決定することで、申し訳ない、私は午後おりませんけれども、21年度に比べて22年度は加工原料乳の生産者補給金、限度数量を10万トン減らすと、それ以外は21年度と全く変わりませんということでお決めになられる、それで賛成いたします。

ですが、せっかくこういう機会ですから、生産者側が心配されていること、それから消費者は幾ら負担するのかということも併せて、こういうところで話ができる場にされたほうがいいかなと思います。これは要望ですね。

#### ○鈴木部会長

御指摘ありがとうございます。ただいま議論ありましたように、この畜産部会そのものは、価格の決定という部分を行うわけですが、今、お話あったように、関連対策を含めて生産者としてどれだけの影響が出るのか、所得がどうなるのかという点で、これが全体としていいかどうかという判断が必要になるわけですので、セット、パッケージで議論できるのが一番よいのではないかと。そういう意味では、今後の方向性として検討していただきたい。

それから、林委員からは、生産者サイドのみならず、消費者サイドの負担も併せて検討するというのを基本に、政策の評価という意味で重要であると、これも重要な視点であると思います。今後、そういう点も含めていくということを目指していただきたいと思います。

関連なり、その他の点でも結構ですので、順次どうぞ。堀江委員。

#### ○堀江委員

養豚生産者の堀江と申します。よろしく願いいたします。ただ今指定食肉の安定基準価格を示されたわけですが、昨年の場合もそうですが、400円を割って3カ月ぐらい調整保管の発動がなかったわけですが、政権が変わりまして、早速10月から調整保管をしていただき、また、養豚は、飼料が高止まりという中で厳しい状況が続いております。そういう中で、この1月から3月にかけて特別な処置をとっていただきましたことは、生産者の皆さんは大変喜んでいただいております。今までお話ありましたように、これから先、どういうセーフティネットを作っていたのかというのが一つ。私たち養豚界では後継者も多いわけですので、きちんと先に見えるような地域肉豚基金のようなものを全国的な組織の中でできるような形を取っていただければと思っております。

もう一つは、飼料の高止まりの中で、養豚は、一番エコフィードについての取組もしているわけでありまして。そういうものも飼料用米も含めた中で効率よく運用ができればいいなと思っております。

もう一つは、今の政権の中で食の安心安全ということを叫ばれております。私はトレーサビリティのシステムを構築しておりますが、この費用も生産者負担ということで莫大なお金がかかるわけですが、そういうことで、前々からお話していると場経費あるいは検査料についても、多少なりとも国あるいは消費者の方々に御理解をいただけないのかなと思っております。

それと、種豚の改良あるいは更新が遅れてきている状況でございます。1年後ぐらいにこの影響が出てくるのではないかと心配もしております。種豚のオークションなんか見ましても、非常に安い値段で取り引きされ、あるいは50頭、60頭の中で10頭ぐらいしか種豚の更新がなされないという現状がありますので、そこらも含めて家畜の改良対策にも力を入れていただきたい。そうでないと、消費者の皆様方に「日本はおいしい豚肉ができてきたね」と言われているのが、元通りになってしまうのを大変危惧している状況でございます。

そういうことで、生産者がこれから先の見える経営のできる、それに生産者も努力をしていくわけでございますが、色々な形で施策の支援をお願いしながら、これから私ども頑張っていきたいと思っております。

私ども、5年前に養豚は豚肉の70%を自給しようということで進めてまいりました。ここで生産が落ちるようなこととなりますれば、輸入が変わって入ってくる状況でございます。私どもは自給率向上を目指して頑張りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

#### ○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

#### ○山田副大臣

色々お話を聞いておまして、政権交代して、法律で定められた審議会を経て、予算措置をこれから大臣が決めるわけですけれども、その過程において、今日初めてこうして参加させていただきました。

数量を決めるに当たって根拠となる資料は数式を聞いていて、私は数学が弱いものだから、少しもわからなくて眠くなってしまいました。

特に加工原料乳の限度数量については10万トン減らすということで、その辺について色々御議論出てくるかなと、こうなんじゃないかというお話があるのではなかろうかと思ひながら皆さん方にお伺ひしたところです。肉牛と肉豚に関しては、前年度並みで今年据え置いた形で、来年度、所得補償に向けてきちんとさせていただきたいと思っております。かつ、これから関連措置をかなりシンプルな使いやすい全国単一の、例えば豚価にしてもそういう計算方式にするとか、国の負担をどうするかとか、そういったことについても決めさせていただこうと思っております。

今日、法律で決められた審議会の畜産部会はどういう形でどう進められるか、私も初めてでございます。今日皆様方のお話を聞きながら、来年、所得補償に向けて私どもも検討しておりますが、与党の中に政策会議がありまして、その中でも今回の畜産物の価格、数量等についても色々議論されております。

各団体からも私どもヒアリングをして、酪農生産者団体とか養豚生産者からもそれぞれ聞いております。そういったものを参考にして、今日正式に数字を決めさせていただいた上で、さらに関連対策を決めさせていただこうと思ひしているところです。養豚の事情も色々お聞きしていますし、それなりの対策を考えさせていただきたいと思ひしています。

#### ○堀江委員

よろしくお願ひします。

#### ○鈴木部会長

どうもありがとうございます。八巻委員。

#### ○八巻委員

私は本部会の1年間の議論と最近の酪農・畜産をめぐる情勢を踏まえて、生産者の経営安定とい

う観点から意見を申し上げたいと思います。

配合飼料価格の高止まりといった生産者の責任に帰さないような生産費の上昇は、消費者に負担をいただくというのが本来の姿であろうと考えますけれども、景気の動向ですとか、消費者の懐具合、こういったことから消費者価格に即反映させるといったようなことが困難な場合が多々あるわけでございます。

こうした場合、生産者に一方的なしわ寄せがなされますと、経営の崩壊ですとか担い手の脱落といったようなことになりかねなくて、結果的に将来における国民に対する安定的な食の供給にマイナスの影響が及ぶのではないのかなという心配がございます。

安定した生産を確保する上では、加工原料乳生産者補給金の交付だとか、肉用子牛の生産者補給金交付といった法に基づく制度を措置されておまして、まさに本日、議論しているわけです。加工原料乳生産者補給金制度にしても、肉用子牛生産者補給金制度にいたしましても、価格や生産の安定、農業経営の安定を図るという趣旨のほかに、国民への安定供給を図るといった面もあります。こうした2つの機能を持つ法律は、我が国の酪農・畜産にとっても、あるいは国民にとっても重要な役割を果たしていると考えておりますので、他の同趣旨の法律も含めて生産者の経営安定が図られますよう、また生産者の生産意欲などにも配慮して補給金単価や限度数量を設定するなど、こうした制度を適切に運営していくことが必要だろうと考えております。

また、物財費のウェイトが高く、所得率が低いという酪農・畜産経営は、生産資材価格の変動ですとか、消費動向の影響をまともに受けやすいといった構造的な特徴を持っておりますので、例えばマルキン事業ですとか、補完マルキン事業など、先ほど申し上げた法律に基づく制度を補完する経営安定対策の必要性は一層強まっているんだらうと考えますので、畜種や経営形態などに応じたきめ細やかな対策の拡充・強化なり、必要な予算の確保が必要と考えております。

こうした経営安定対策の確立を基本に、牛乳乳製品の需要安定、生乳の需給調整対策とか、担い手の育成確保ですとか、自給飼料対策などといった生産者の合理化や生産性向上の努力を後押しして生産基盤の強化を推進する対策、安全安心な生産流通対策など、我が国の酪農・畜産を取り巻く多様な課題に対応した対策を引き続き積極的に推進することが不可欠でなかろうかと考えますし、そうした対策の拡充・強化と十分な予算の確保が必要だと考えます。

もう一点申し上げます。これまで当部会では飼料の国内自給を高めることを目指して、限られた資源ですとか、未利用資源を最大限利活用するという方針と具体的な取組事例などの説明が何度もございました。未利用資源の利活用という事例においては、北海道の乳用おす子牛の肉利用がとてもよい事例であると考えます。おす子牛は生乳を生産しませんので、昔は価値がございましたけれども、肉資源として着目し、肥育方式の研究を重ね、地道な消費拡大活動を続けまして、さらには国の多様な支援策の対象にもしていただくなどいたしまして、現在では国民に対する値頃感のある貴重な肉資源との地位を確立していると思っております。

コンビニですとか宅配もできた当初はすき間産業的ではなかったのかなと記憶していますがけれども、現在では消費、あるいは流通構造上、根を張ったものになっていると認識しております。現在、各地で取り組んでいる飼料用米ですとか、耕作放棄地放牧ですとか、エコフィードといったものが定着するまでの間には、様々な課題があるだろうと思っておりますけれども、国内飼料の生産や利活用拡大の取組が構造的にしっかり確立するように今後とも強力で押し進めていくことが必要でなかろうかと考えます。なお、北海道のように、自給飼料基盤がある地域に対しては、引き続きその生産力や利用性を高めるといった政策の継続強化が必要だろうと考えます。

おしまいになりますけれども、前回の畜産部会で、副大臣から畜産・酪農所得補償制度の創設に対する意欲的な説明がございましたけれども、現在の法に基づく価格等の決定と、それらを補完する機動性の高い関連対策の措置という手法は、ある意味で完成されたシステムでなかろうかと考えている一人でございます。

従いまして、畜産・酪農所得補償制度が将来において整備されたといたしましても、一つの制度ですべての課題を解決するということはなかなか難しいだろうと考えます。そうした制度ができることと仮定して、そうした制度へ円滑で効果的に移行させる上でも、現在畜産物の生産活動に勤しんでいる生産者の経営安定が極めて重要でございますし、現時点での様々な課題に対応して、地域、畜種あるいは経営形態に応じた細やかな対策と十分な予算が必要であると考えます。

以上でございます。

#### ○鈴木部会長

多様な視点からありがとうございます。萬野委員。

#### ○萬野委員

北海道で肉牛をやっています萬野です。普段から説明がありますように、我々も関連対策に対してはすごく気にもなっているんですが、明日以降、各種関連対策を決定いただけるということで、よろしくをお願いします。

直近の関連対策に関しては期待もしていますし、その結果で頑張りたいと思っていますが、将来に向けての課題として、この場で御意見をいただけたらと思いますが、肉牛のBSE検査を我々もマスコミで見たりしているんですが、今後、BSE検査を継続もしくはどういうふうな形で対応されて牛肉の安全性を確保されるようにお考えかというのが1点。

食の安心安全の部分で、昨今、ヨーロッパも進んでいると思うんですが、生産現場のGAPの管理、またHACCPの導入等の意見とか考え方もマスコミ等にも出るという認識をしていますが、その方向性をどういうふうにお考えか。

最後に3点目は、一種国際交渉の問題でWTO対策、また二国間のFTA/EPAの交渉が今後色んな面で進むと思いますけれども、我々、農業と畜産物はかなり脅威という認識をしていますので、その辺の取扱い等ですね。長期的なお考えがあれば、当然持つておられると思うんですけども、御意見をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございます。副大臣、お願いします。

#### ○山田副大臣

この部会でそういうことを私から言うのがいいのかわかりませんが、BSEの問題は私ども民主党が野党時代から非常に厳しく追及してきたことで、私自身もアメリカのと場に何回か行って来ました。そこの飼料規制が完全にできていると思っていませんし、日本でもしっかりやっていることですから、大変大事に、慎重にと考えているところです。

HACCPやGAPについても、先ほど豚のトレーサビリティの話もありましたが、食品についてのトレーサビリティをやっていきながら、HACCP、トレーサビリティのできていないものについては、場合によっては輸入も規制できるのではないかという考え方もあると思っております。そういう意味でも、食の安全は非常に大事なことなので、ぜひ進めさせていただきたいし、消費者にも理解が得られるのではないかと考えているところです。

WTO、EPA/FTAの問題は、ちょうどペルーとのEPAの問題を一生懸命やっているところ

ろです。ここも豚肉を関税割当制度によりガードしてガンガンやっているところです。民主党になったらEPA/FTA、アメリカとやるんじゃないかと、農業団体からも言われましたが、決してそんなことはございません。私どもは、本当に国内の農業、漁村に影響を与えないような形でのEPA/FTAというふうにマニフェストにも書いてある通りですから、非常に慎重にやらせていただきたいと考えて、連日そのつもりで頑張っているところです。

#### ○鈴木部会長

どうもありがとうございます。これまで御議論いただいて、消費者側の委員の皆さんから、神田委員、近藤委員お願いします。

#### ○神田委員

今、BSEの問題も出たので一言だけコメントさせていただいた上で意見を申し上げたいと思います。

BSEの問題については、あれから8年たって、色んな対応を取って下さっている中で、消費者としては信頼という方向で落ち着いているのではないかと考えています。

それから、検査のことですけれども、私は生産者に検査をしると言われると不安になるんですね。というのは、飼料の対策をきちんとやってくれていると思いますので、その辺に不安があるのかなって逆に思ってしまいますので、検査ということよりも、安全対策のところを従来通りきっちりやってもらいたいと思っています。

それから、今日の話の中ですが、1つは乳脂肪分の基準について、前回は申し上げましたけれども、前回、乳価形成の現状についての説明の中で、低脂肪を求める傾向があるということもお話がありました。現状は、そうは言っても4%ぐらいになっているよという話が同時にある中で、このギャップをどういうふうに考えていくのかということをお前は疑問に思いました。

そういった中で、この3.5%が現状に合わなくなっているのではないかとこのふうにも思いますので、私は細かい詳しい専門的なことはわかりませんので問題提起だけなんですけど、そこをきちんと見ていく必要があると思います。このギャップを受けとめた上で、きちんと3.5%が妥当なのかどうか見ていく必要があると思います。

もう一つは、これも前回、申し上げたんですが、お肉の評価ということで、脂肪交雑で評価をするという点について、これも消費者の望んでいること、それは好みが変わってきているということ、散々出ておりますので、サシの問題といったことも、消費者の好みもありますし、飼料コストの問題ともかかわってくる問題でもありますので、この辺の評価の物差しを見直していくということもきちんとどこかで押さえておく必要があるのではないかなと思います。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございます。この点は、消費者サイドからも、生産者サイドからも問題提起がございますので、そういう流れを踏まえて、これまでの仕組みができてきた経緯もありますけれども、それを踏まえた上で議論する必要があるなという点は皆さんの御意見から出てきていることではないかと考えております。

近藤委員。

#### ○近藤委員

遅れて来て、まだ追いつけていなくて、誠に申し訳ございません。前回、前々回、それから色んなところの流れと関連と、今日遅れて参った後の情報からだけの意見で恐縮ですけれども、消費者に対する最終の説明責任、何事ももっと早く説明をきちんとしておけばよかったという、こじれて

からではなくて、問題が起きそうであるというところから可能な限りの情報提供をきちんと国民と  
いいですか、消費者に頂戴したいと思います。

遅れば遅れるほど説明が複雑になり、解決が困難になると思います。リスクコミュニケーション  
ということだけではなくて、消費者負担の部分についても、なぜこういう負担を消費者がしな  
ければいけないのかときっちり御説明いただければ、こういう情勢の中で、日本の国がさらに豊かで  
安心な食物を摂取できるということで理解を得られると思いますので、説明責任の部分だけは是非  
とも、これまで以上にしっかりお願いしたいと思います。

#### ○鈴木部会長

これも重要な御指摘で、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。上安平委員、先によ  
ろしいですか。

#### ○上安平委員

これは要望になるのかもしれませんが、私、こういう会議に参加させていただいて色んな説明を  
聞いて、今の仕組みはとても良くできているなという感じがずっとしてきたんです。それは長く畜  
産の現業に携わる方、それを考える側の方が色々精緻に仕組みを整えていらっしゃって、それはそ  
れなりに非常に洗練された仕組みだと思うんですけども、いかんせんそういう仕組みは、一つの  
問題が起こってそれに対応する、また一つ起こってそれに対応するというものの積み重ねが今に至  
っていると思うんですね。

従って、それは現実的な策ではあっても、非常に複雑になってきている。所得補償制度導入とい  
うことで、せっかく一つの考え方をガラッとというのか、考え方は変わらないような気がするん  
ですが、仕組みを整える良いチャンスだと思います。先ほども副大臣がおっしゃっていましたシンプ  
ルな体制ということを念頭に置きながら、誰にでもわかりやすい、説明しやすいものにアレンジし  
ていって欲しいなという気がするんです。

生産者側の御苦勞も、今は色々な情報を通じてわかっておりますし、消費者だって、ただ安くて  
いいものをたくさん出せよということばかりは言っていないだろうと思います。先ほどもありまし  
た負担することだって厭わないだろうと思いますので、それをきちんとみんなにわかるような形で、  
筋道を立てた仕組みを作って欲しいということと、それは我々も考えなければいけないんですが、  
方向性みたいなものをきちんと明示して欲しいという気がいたします。

大変抽象的な意見で申しわけないんですが、せっかくのチャンスではないかという気もいたしま  
すので、一言申し上げました。

#### ○鈴木部会長

大変重要な御指摘だと思います。そういう方向で鋭意やっただいただいていると理解はしておりま  
すが、その点、よろしくお願ひしたいと思います。富士委員。

#### ○富士委員

算定上の質問です。乳価に関連して、1頭当たり乳量が19年と20年で125キロぐらい増えていて、  
20年度乳量は9,027キロということなんですけど、20年度は牧草のできが悪くて乳量が前年に比べ  
て出ていないというのが北海道の酪農家の実感ではないかと思うんです。そういう実感からすると、  
1頭当たり125キロふえているという、その辺の理由というんですかね、どうしてそういう数値に  
なったのか。

2点目は、その他乳製品向け消費量として見込まれる数量168万1,000トンということで、これも  
前年より12万トンぐらい増えて算定されています。その他乳製品向け消費量として見込まれる数量

ですが、増えた12万トンは何の需要が増えると思込んでいるのか。

○鈴木部会長

この点については説明を事務方からお願いします。

○倉重牛乳乳製品課長

まず1頭当たり乳量でございます。草が悪かった等の影響は21年度、今年度の話だと思います。この増加の部分は、20年度の話だったと思います。その他の乳製品向けの増えているものの内訳でございます。生クリームについては、前年を若干下回るぐらいかなと見ております。これに対して、チーズについては、昨年より最近の動向等も勘案いたしまして、伸びるのではないかと考えております。それを足した結果がこのような形で増えるという試算をしているということでございます。

○鈴木部会長

そういうことでよろしいでしょうか。まだ午後もあります。再開が12時45分ということで、昼の時間が30分しかないものですから、ここで休憩を取らせていただきます。12時45分再開ということでお願いします。

○山根畜産総合推進室長

1階奥の会議室A Bに昼食を御用意しておりますので、よろしく願いいたします。

午後0時16分休憩

午後0時47分再開

○鈴木部会長

部会を再開いたします。午前中に引き続きまして、1時45分を目途に、また意見交換といいますが、質疑応答をしていただきたいと思います。今、副大臣はおられません、答申のときに来られるということです。

今日欠席されている委員の皆さんから幾つか書面で意見をいただいておりますので、先にそれを御紹介していただけますでしょうか。

○山根畜産総合推進室長

お手元に浅野委員、大藪委員と松木委員の意見を配らせていただいております。朗読させていただきます。

まず浅野委員の意見でございます。

1. 加工原料乳限度数量について

これまでも、今年から来年にかけての生乳の需給状況は厳しいものがあるとお伝えしてきたつもりでございますが、改めて述べさせていただきます。

先般、日本酪農乳業協会は、22年度に生乳は30万トン余剰となるという予測を公表しており、それを受けた中央酪農会議の22年度の計画生産目標でも29万トンの新規需要拡大が必要とされております。

言うまでもないとは思いますが、少子高齢化と人口減少による市場規模の縮小、デフレによる消費マインドの低下により消費はそう簡単に増えるものではありません。今後の消費拡大は、飲用牛乳やチーズに焦点を当てているものと思われませんが、行政並びに生・処が相当な努力と覚悟で取り組まないと、需要拡大は計画通り進まず、大変な事態が予測されます。

乳業としては、各社夫々が生き残りをかけて牛乳・乳製品の消費拡大に最大限努力していきます

が、生乳生産が消費とバランスのとれたものであることが重要でありますので、加工原料乳の限度数量決定に当たっては、需給の実態に即した適切な水準となるようご配慮願います。

## 2. 加工原料乳生産者補給金について

補給金単価については、ルールに基づき適切に算定するようお願いいたします。

## 3. 関連対策について

飲用乳や乳製品（バター、脱脂粉乳）の消費が減少傾向にある中、生乳の安定した需要先を確保するために、チーズ、液状乳製品及び発酵乳に仕向けられる生乳の供給拡大を図ることとして、これまで「生乳需要構造改革事業」が実施されてきましたが、この事業は21年度で終了します。

チーズ向けの生乳供給拡大につきましては、昨年末決定されました政府予算案に盛り込まれておりますが、それでチーズ向け対策が十分なのかの検証が必要であり、恒久対策としなければなりません。さらに、液状乳製品や発酵乳向け乳量の拡大については措置されておりません。牛乳・乳製品の需要が総体的に減少しているため、液状乳製品を始めとする国産乳製品の需要創出等を図るための緊急対策が講じられるようお願いいたします。

また、日本の酪農・乳業は、国際的な需給関係に左右される度合いが強まっております。また、食の安全安心と国内自給率の向上は、消費者視点からも求められており、国内での生乳生産量の確保と生乳生産コストが整合性の取れたものでなければなりません。酪農・乳業の持続的発展が図られるよう、畜産関連対策の更なる充実をお願いいたします。

次に大藪委員の意見でございます。

### ①「都府県対策」

飲用乳生産地である都府県の酪農家は一昨年の飼料高騰のあおりがまだ残っていて、牧場の牛の更新もままならない農家が多数です。

その上、F1牛やホルオース牛で得ていた子牛販売の収入も肥育牛の価格の低迷で大幅な収入減となっております。このままだと酪農家の減少に歯止めがかからないばかりでなく、後継者として育てている若者の意欲もなくなりかねません。

酪農業が安心して経営できる様な対策を是非お願い致します。

### ②「酪農教育ファーム活動への支援」

現在、全国で約300の牧場で酪農教育ファーム活動が行われ、年間70万人の子ども達が体験学習に参加しています。ただ、多くは酪農家の自己負担で行なわれているのが実態です。

バス代などの経費が工面できず、参加したくてもできない学校が多くあります。

こうした中で、22年度は学校給食事業による酪農体験学習への支援が廃止され、牛乳消費拡大に対する補助事業も大幅に減額されると聞いております。その上、22年度の生乳計画生産は厳しい減産型の取組を実施することになりました。

牛乳消費の減少が止まらない中、酪農家をこれ以上減少させないためにも、牛乳の必要性、日本における酪農業の果たしている役割等、消費者や今後日本を背負う子ども達にしっかり理解して頂ける様頑張っています。

是非、生産者が取り組む牛乳消費拡大活動や酪農体験活動への政策的な支援の継続強化をお願いいたします。

最後に松木委員でございます。



### <支援の方法について>

生産者は融資制度・補給金も、申し込みにはハードルが高くて、融資を受けられないと現地見学会で意見があった。当審議会の結果が、実際お困りの生産者の方々へ行き渡っていない。

畜産の生産性向上のためには効率化が追及され、大型化される。小規模の生産者の中にも個性的な工夫で生産されている事例があるのではないだろうか。そのような生産者にも支援があって良い。

### <安全性>

飼料の国産化が進められているのは、食料自給率アップのためにも歓迎されることだが、今まで使用されなかった飼料用作物や畜産物の農薬や残留農薬について十分なる配慮が大事だ。

生産段階ではGAP、HACCPでカバーされているが、実際の生産段階でコンプライアンスが守られているのか。そのチェックが十分になされているのか。

### <牛乳>

乳等省令による牛乳の乳脂肪分について低下を求められているようだが、その原因の一つに濃厚飼料のトウモロコシの輸入を減少させるという意味もあるのか、それによって自給率向上にも寄与するのか。そのような意味合いである点では、低下もいたし方ないのかと思える。

牛乳を食事の一部として考えてはどうだろうか。例えば朝食が採れない場合でも牛乳だけは飲む。軽食に牛乳を飲むことで栄養補完できるなど。飲料としてとらえると、お茶やジュースに比べてとらえると、なかなか進展しない困難がある。

以上でございます。

### ○鈴木部会長

どうもありがとうございます。この御意見も踏まえて、さらに議論を進めたいと思います。

1点、松木委員から乳脂肪分についての質問的な内容も含まれております。先ほど神田委員からも、乳脂肪分の議論をどうするかと、脂肪交雑の議論もどうするかという御指摘もございました。これから、これについてどういう形で議論するかという点もこの機会に御意見あればいただいております。

まず委員の皆さんから、この点について、例えば酪肉近の基本方針の見直しの議論で、事務局からメリット、デメリットについての資料を作成いただいて議論するとか、例えば松木委員からもメリットとしてどういうことがあるのかという意味合いの質問も出ていますけれども、この辺りちょっとだけ時間をいただければと思います。いかがでしょうか。

特に今言ったような感じで、事務局から、この点についてありましたら。

### ○倉重牛乳乳製品課長

牛乳乳製品課長でございます。先ほど部会長がまとめていただいたとおり、前回の畜産部会でこの議論も出まして、まさにメリット、デメリットがいろんな関係者にあるということでございますので、事務局としては、酪肉近の策定に向けた議論で議論させていただければと思っております。

### ○鈴木部会長

脂肪交雑の議論についてはいかがでしょうか。

### ○山根畜産総合推進室長

脂肪交雑につきましては、前回も御指摘ございましたので、本日は用意してございませんが、次回以降、用意する方向で検討してみたいと思います。

### ○鈴木部会長

ありがとうございます。富士委員。

#### ○富士委員

乳脂肪の点について、濃厚飼料とか綿実とか、そういうのを無理して給与しないと乳脂肪が確保できないという、えさとの関係がありますが、もう一つとしては、乳牛の個体ですね。乳牛自体が持っている資質というか、乳牛改良が進められて、以前より無理しないでも、自然体でそれぐらいの乳質の乳が出るとか、そういう乳牛改良の観点からも併せて御検討をお願いしたい。

#### ○鈴木部会長

その点も踏まえていただくということで、この点はそういう方向で議論していくということで準備いただくことにしたいと思います。その他の点ですね。杉本委員、お願いします。

#### ○杉本委員

生産者と消費者の委員の意見を頂いて、私がおの中に流通の代表として一人だけ出させていただいたんですけれども一言。マルキン制度、農家にとっては本当に素晴らしい制度だと思います。このマルキンによって、今の子牛を高くても多少買えるぞということで、素牛購入のときに本当に高い素牛を買って、我々市場に持って来られます。これを一円でも高く売れとか、無理難題を言われる方もおられるので、マルキンの制度もいいんですけれども、素牛導入のテクニックですか、何か考えていただきたいと思っておるところでございます。

私、畜産部会に参加させてもらって3年になるんですけれども、まず生産ありきが前面に出ておるし、我々流通段階に何の援助もないということで本当に苦慮しております。また、年末には政権与党はデフレ宣言をして年末の商戦に水を差されまして、かなり苦労して年を越した思いがあります。

また、肉が実際売れない。かなり停滞しております。しかるに、風上から生産牛がどんどん市場並びにセンターに流れてきます。滞留した肉を一度門前できれいにしていただけるような政策も取れないか。BSEのときのような買い上げですか、こういう制度も取っていただきたいような気持ちがあるんですけれども、無理でしょうかね。

我々業界ですね、東京、大阪、建値市場として、畜産行政がある限りは、どこかで建値を付けなければいかんということでやらせていただいているんですけれども、なかなか市場に荷が集まらない。中央と地方の価格が全く乖離しておるという現状でございます。それが果たして消費者の方々に公正公平な建値市場として信憑性があるのかということをおも心配しております。行政指導として、マルキン事業に関して、これは市場枠であるとか、これは中央枠であるとか、そういうランクも付けていただいてもいいんじゃないかという気もいたします。

このままでいくと、どこかで畜産行政を見直していただかなければあかんような段階も来るのではないかと思っておるのでございます。要するに、中央市場に荷が集まらないということが一番のネックでございます。これは行政指導並びに色んなテクニックで何とかならんかなという気もします。

それと、先ほど萬野委員がおっしゃったように、BSE問題。プリオン委員会とか食品安全委員会では危険部位とされている5部位は、完全に市場で除去して焼却しております。ですから、市場から出る牛は本当に安心なんです。BSEで亡くなった方が一人もおられませんでしょう。年間、自殺者が3万人以上おる中で、プリオンで亡くなった人は、私、聞いたことないので、ぼちぼち政治的決着で全頭検査を何とか見直していただきたい。我々市場もきっちりと安全性を復活して、消費者の方々に安全な枝肉を提供したいと心より思っております。

どうしても安全キットのコストが消費者単価に附随してくるという気がするので、それによって牛肉が余計に売れないという悪循環を生んでいると思います。流通段階でも、各団体から色々なミートフェアとかやっていたいただいています。これは一過性のもので、これが果たして需要につながるのか、消費につながるのかというと、結局つながっていない面が多いです。私に言わせれば、無駄金ですね。だから、もっと政府は本腰を入れて、肉の消費に力を入れていただきたいと心より思うところでございます。

今日は要望ばかりで済みません。以上でございます。

#### ○鈴木部会長

流通段階からの視点ということで、色々お出しいただきました。政策の方向性に関することは政務三役からコメントいただくことになっておりますが、流通関係の仕組みを含めて、農水省から何かコメントできることがあれば、お願いしたいと思います。

#### ○渡邊食肉鶏卵課長

食肉鶏卵課でございます。今、杉本委員から中央市場に荷が集まらないと、大変なことだというお話ございました。そういうお話は常日頃から聞いているところでございます。

卸売市場につきましては、日本食肉卸売市場協会など関係者の参加を得て、卸売市場の将来方向に関する研究会が農林水産省の中で開かれてございます。この研究会では、市場が有する集分荷機能だとか、価格形成機能、代金決済機能、情報発信機能といった市場が本来持つておられる機能を強化していくことが重要、必要だという意見がたくさん出ていて聞いてございます。食肉市場についても、これらの課題に加えて、先ほどお話がありましたけれども、衛生管理の高度化を図ることは重要だということで、そういう基本的な機能をいかに充実させるかというのが魅力ある市場としてやっていく基本であると思っております。

今、そういう方向で農林水産省の中で検討してございますので、部署は違うんですけれども、その結果を見て食肉市場についても検討していきたいと考えてございます。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございます。飛田委員、お願いします。

#### ○飛田委員

先ほど副大臣から限度数量の10万トンマイナスの関係についても御意見があろうかというお話もあったところでございます。21年度、195万トンの限度数量の中で、バター、脱粉、いわゆる加工乳に回る部分が恐らく205～206万トンに達するだろう。補給金対象にならない生乳が10万トンは出てしまうだろうという状況の中で、22年度においても、先ほどから話があるように、飲用乳はそんなに伸びないという話が牛乳乳製品課長からもありましたよね。そうすると、チーズ、液状、そしてバター、脱粉という形になるんですよ。

なぜ10万トンになったのか。先ほど中酪が出した全国の乳量の状況は97.8ぐらいでしたか、98.7でしたか。そういう状況で来年は乳を搾っていききたいというのものもあるんですが、そうであれば、私ども生産現場は補給金の対象にならない牛乳は乳価の低迷に結びつくことですから、これは避けていかなければいかんということを考えておって、最低でも現状の補給金限度数量を確保すべきであるという認識を持っております。

例えば98.7という数字が中酪から出たとすれば、そのマイナス部分については致し方ないなど、全体から見ると、そういう考えを持たれても致し方ないと思いますが、10万トンという数量については、私どもは不満を感じているので、先ほどABCとかFとか色々説明していただきましたけ

れども、それより何より、数字の説明ではなくて、理論的にこういうことで10万トンなんですよという説明がないと、生産現場はどうして10万トンなのという話になってくるので、説明は難しいと思いますが、そのことを説明していただきたい。

#### ○鈴木部会長

この点について。

#### ○倉重牛乳製品課長

牛乳製品課長でございます。限度数量の立て方としては、どうして10万トンマイナスなのかというよりは、どうして185万トンなのかということが大事だと思います。

限度数量は確実に見込まれる需要に基づいて立てるということが原則だと思いますので、先ほど飛田委員も中酪のこともおっしゃいましたけれども、国の方で色んな要因を勘案して考えた結果、22年度については185万トンの加工向けの需要があるのではないかとということです。そうすると、結果として、昨年度の195万トンに比べれば、10万トン減ったという認識でございます。ですから、一言で言えば、185万トンについては需要が確実に見込めるのではないかとというふうに我々は考えたということでございます。

#### ○飛田委員

そういう観点の中で、前回の委員会でも私も話をさせていただいたように、家畜は生まれて2年半から3年経たないと生産ができないということなんですよね。今年がそうであって、例えば23年度が増えると言ったにしても、搾れないんですよね。そういうことが非常に大事な部分として残っている。

併せて、これは北海道の対策として取っているんですが、例えば一回バターにして保管しても、どこかの段階でそれを供出して生産を継続していくという方法を取らないとならない。過去のように、減産しなさい、して下さいと言われても、牛を駄目にしてしまうということは、これからは許されないと思っています。その点については今後の問題としてしっかりとした考え方を持って、この制度がどう続くのかわかりませんが、いずれにしても、そういうことを大事にした中で対策を講じてもらわないと、本当に現場は混乱を招くということです。

#### ○鈴木部会長

局長、お願いします。

#### ○本川生産局長

ここでも二、三年前でありますか、同じように牛乳の需給が緩和して在庫が随分積み上がったときに、頭数を減らすような減産をしていただく方向に舵を切ったんですが、その結果、まだ御記憶に新しいと思いますけれども、国際的な需給が大きく変わって、あつと言う間にバターの在庫が解消してバターが足らなくなってしまったという事態を招いたという事実があります。

これから需給はどうかかわりません。飛田委員おっしゃったように、今、頭数を減らすような減産に踏み切ったときに、将来的な需給変動に機動的に対応できない事態が起こってくることも心配されます。それから、酪農家の皆さんのお気持ちとしても、牛を殺した減産は、できれば避けたいというお気持ちが強くある。

そういう御要請も現地調査なりで踏まえて、政務三役から指示されていますのは、頭数を減らすような減産をすることなく、限度数量は減るけれども、先ほども少し話がありましたように、その生産量をチーズや生クリーム生産に振り向けて、生産者団体の方々が計画しておられるような生産の方向をきちんとバックアップできるようなものにできないかということで考えていけというこ

とでありますので、今おっしゃったように、減産して将来に不安を残すようなことにはならないような対応を基本にやっていきたいと思っております。そういう指示を受けております。

#### ○飛田委員

保管を真剣に捉えていかなければいけないと思うんですよ。需給バランスは常に動いていますから、生産が増えて消費が落ちたときに、どうやって保管をしていくんだと、足りないときにきちんと供出していくんだという対策をやってもらわないと、本当に牛を殺さなければいけませんから。

#### ○本川生産局長

まさにバターや脱脂粉乳というのは長期的な保管ができる素材でありますので、そこは生産のバッファになるべきものですが、残念ながら、バターや脱脂粉乳の在庫は過去最高に近い水準にあるわけです。これ以上、バターや脱脂粉乳を作って保管して需給の踊り場を作るということは、今できない状況にあるということです。従って、チーズとか生クリームといったところで新しい需要をどう作るかということが残された最後の課題になるということでもあります。その辺を中心に、先ほど副大臣からもお話がありました、関連の対策をきちんと考えていくように指示を受けているところでございます。

#### ○鈴木部会長

萬野委員。

#### ○萬野委員

肉牛の方からも、今の御議論は子牛の供給という意味で影響があります。牛肉の消費の約4割が国産牛と言われていまして、その6割が酪農、乳用種から子牛が供給されていると理解していますが、今の御議論の中で結果的に、母牛頭数を減少させるということは、肉用牛の世界にも多大な影響があると思っておりますので、その辺はしっかり消費拡大、また母牛頭数が減少しないように、よろしくお願ひしたいと思っております。

そういった環境も踏まえて、肉牛肥育や肉用牛の繁殖経営も子牛の基金やマルキン等でかなりの部分をカバーいただいているんですが、現状は色んな環境によって、結果的に販売価格がコストを下回って、所得の部分の掛金等々を引いたら4割弱はマイナスになっているという現状で、肉牛生産者としても、今後どういった方向性でやっていくべきかという一つの過渡期的な状況だと思っております。

ですから、先ほどの話に戻りますが、子牛が潤沢に供給されるのかという部分と、今の経済状況の中で価格が上昇しないということでコスト割れになる。また、コスト割れを甘んじて何とか生き残っていくという経営をするのか、より一層のコストダウンをできるような努力に集中するのか。そうなれば、低コストでも頭数も減って、市場規模としてはシュリンクする。そうなれば、先ほど杉本委員がおっしゃったように、牛肉産業として規模が縮小して、全体とすれば経済的なダメージがあると思っております。できれば、我々繁殖経営も肥育経営もコストを下げながら頭数も増やして、政府の目標でもあるような自給率を上げて、なおかつ販売金額の経済規模も確保できるような経営がしたいなと思っておりますので、その辺の御指導、また諸対策が実現できるような方向性でお願ひしたいと思っております。

あと2つぐらいあって、1つは、6次産業化というのがマニフェスト等で出ているんですが、6次産業化って、どういうことを定義しているのかというのがはっきり明確にイメージできないので、教えていただければありがたいと思っております。

最後です。畜産物の安心安全が消費者の皆様に対しても大きなテーマということで、色んな取組

を今現在も行っていきますし、先ほど副大臣にもお話しさせてもらったGAP、HACCPのプログラムの導入等、また別の観点で、畜産のふん尿処理等が絡んでいると思うんですが、水質保全のことも大きな問題になりつつある。これの管理をきちんとやらなければいけないということにもなっていますし、もっと身近な問題と言えば、近々のCO<sub>2</sub>削減の問題もあると思います。

もう一つは飼料の自給率の観点も関係すると思いますが、エコフィード利用推進ということで認証制度もスタートし、結構多岐にわたって新しいプログラムが導入されつつあると思うんです。これもできればシンプルに、パッケージ化されたようなプログラムにしていだけたら、生産者も理解しやすいと思いますし、取組に関しても課題やテーマが明確になるのではないかなと思いますので、今後、こういった諸ルールも制度化していただけるようなことが可能であればお願いしたいと思います。

以上です。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございます。6次産業化の定義等についての質問も含んでおりましたので、お願いします。

#### ○本川生産局長

6次産業化は、民主党のマニフェストにも農山漁村の6次産業化と書いてあるんです。農山漁村というと1次産業、農林水産業が中心になるわけですがけれども、農林水産業だけでは地域全体の所得を上げていくことは難しいのではないかな。一方で、食品産業も含めれば80兆を超えるような生産額がある。従って、農山漁村地域に多くの付加価値を取り戻していくような取組ができないかというのがそもそもの発想の根底にあるのではないかなと思っています。

我々も同じような意識を持っています、例えば農林業者の方々の方が直売を御自分でおやりになるとか、加工を御自分でやるという形で、2次、3次産業に進出をしていくことによって、杉本さんには悪いんですけども、川下の流通業者の方々を少し農林業者に分けていただくような取組ができないかというのがそもそもあって、1次産業と2次産業と3次産業を足しても掛けても6次になるということで、6次産業化と言われているものであります。

それに加えて、民主党のおっしゃっているのは、農山漁村の6次産業化ですから、農林漁業者とか農林漁業の6次産業化をさらに超えて、地域全体でそこにあるような観光資源であるとか、伝統食材であるとか、そういうものを使って地域全体を6次産業化していくという発想があるということでもあります。そういうことを推進するような法案も生産局で担当して検討を進めているという状況でございます。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございます。その他の点についてコメントありでしょうか。

#### ○大野畜産振興課長

先ほど萬野委員がおっしゃられましたシンプルにパッケージにしてワンルールにというのは、飼料のエコフィードの認証から、最後は環境対策、おっしゃられた水質の問題とか、そういうのをすべてワンルールでというのは、確かに理想的な形なんだろうと思います。御存じのように、エコフィードの認証制度なんか去年スタートしたばかりで、その割には認証の数は出てきていますけれども、一つ一つのパーツを片づけていくことも大事なのかなという気もするんですね。今、一つ一つできたものを一つの流れにして、これでワンルールとなったときに、どこかがボトルネックになって、できないところが出てくるのではないかなという気もするんです、理想的だと思います。

けれども。

#### ○渡邊食肉鶏卵課長

食肉鶏卵課でございます。萬野委員から、きちんと子牛を供給していただけるような体制になるのかということでございます。先ほどのお話の中心は恐らくホルスタイン種とか交雑がメインではないかと思っておりますので、それを中心にお答えしたいと思います。

現在、ホルスタインの子牛は極めて価格の状況はよくありませんで、8万円台ということでございますので、昨年水準の11万6,000円、今お諮りしている水準と同じでございますけれども、3万円から4万円ぐらいの補給金が出ているということでございます。これで育成の方々の経営はかなり支えているのではないかと思いますので、その点の供給は大丈夫だと思っておりますけれども、価格の方が今一つだということで、肥育経営に入ってからが大変だということでございます。

肥育経営については、マルキンと補完マルキンで相当程度支えていると認識してございますけれども、これにつきましても政務三役からは、今回、事業単位が切れるわけですがけれども、次期対策に向けて統一をするなり、見直しを検討すると指示されてございますので、今検討している状況ということでございます。生産者の方々がちゃんと生産を維持できるような体制を組まなければならないという基本的な考え方でやってございます。

また、消費拡大は非常に大切な事業だと思っております。皆様方、これは御案内かもしれませんが、昨年の事業仕分けで、牛乳のみならず牛肉の消費拡大も事業仕分けを受けまして、予算をかなり削れという意見が出てございます。こういう事業仕分けの結果は、それとして受けとめなければならないんですけれども、そういう中でいかに事業拡大できるのかということで検討しているところでございます。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございます。よろしいですか。

#### ○萬野委員

説明は僕も理解しています。価格が下落している今の環境を一時的なものと捉えるのか、今後もこういう価格で推移して、生産者ははっきり言って大変なんです、ある意味、消費者的にはプラスだと思うんです。

そうなれば、長期的には消費の拡大に向かうと思うんですが、そうなれば今度、今の酪農の問題等、生産量の供給がタイトになれば、これまた価格が上がっちゃうということになって、先ほどのバターの話みたいに牛肉もなるんじゃないかなという危惧があります。そこで、乳製品の需給のコントロールと同じような視点で中長期的に消費も拡大しながら、その部分はマルキンとか子牛基金で、我々も耐えなければと思うんですけれども、それで経営ができるようなコストにするという努力を我々もしなければいけないと思っているんです。

最終的には、経済規模が上がっていかないと産業的には将来的に明るくないのではないかなというイメージがするものですから、厳しい環境なんです、そういった方向へ向けて、捉え方によればいいきっかけじゃないかなと思っておりますので、そこをどう捉えて、今後、行政の御指導なり、お考えいただけるのか検討いただきたいなと思っているんです。

#### ○鈴木部会長

御意見、ありがとうございます。そういう方向で色々検討いただくということで。

#### ○渡邊食肉鶏卵課長

23年度以降、現政権は畜産・酪農所得補償制度を検討の視野に入れているということでございま

すので、今お伺いした御意見も踏まえながら、新制度の検討に当たりたいと思っております。

#### ○鈴木部会長

富士委員。

#### ○富士委員

配合飼料価格安定制度についてです。今回の政策価格の推定生産費を予測する場合、飼料価格は現行水準といたしますか、据え置きで推移するという前提で算定されているのだと思いますが、そういう意味で、配合飼料価格が今後どうなるかというのはわからない、未知数なわけです。一方で、配合飼料価格安定基金については、御承知のとおり、2年間の高騰に対処するために市中銀行から900億円借金をして補てんを続けてきたわけであります。

その借金の返済が22年から始まるわけで、6月以降、9月以降、配合飼料価格がどうなるかといったときに、価格が上がった場合には補てんしなければいけない。一方、借金は返さなければいけないという事態に至るといえることがあるわけです。そういうときに補てんを優先するような柔軟な対応を考えると、畜産部会を開いて緊急的に対策をどうするかとか、セーフティネットの対策を含めて考えるという、配合飼料価格安定制度に対する柔軟な対応といたしますか、そういうものが必要ではないかと思えます。

それから、消費拡大については事業仕分けで削られているわけですが、景気が回復すればいいわけですが、景気回復するまでデフレ対策の中で、生産者、業界の努力だけじゃなくて、国も一定の需要拡大のための支援をするということは必要なのではないかと思えます。そういう対策も限られた予算の中できちんと措置していただきたいと思えます。

併せて、原産地表示ですね。消費者が、国産なのか、外国産なのか、加工品についてもきちんと承知した上で買うという意味で、加工品なり外食の原産地表示の徹底といたしますか、義務化に向けた検討もお願いしたい。

それから、将来に向けての生産対策というか、生産の強化という意味で、草地基盤の強化とかこういうのも事業仕分けで公共事業とか基盤整備みたいなものは削られているわけですので、草地更新とか草地基盤整備、TMRセンターとか、そういうものに対する今後の畜産・酪農の生産の体質を強化していくための予算もしっかり確保して、対策を打ってほしいと思えます。

#### ○本川生産局長

配合飼料価格制度については、今おっしゃったように、借入金をして農家の方へのお支払いをした状態で返還が始まるという状態です。その時点で高騰したとき、どうなるかということについては十分考えていかなければいけない課題だと思っております。政務三役とも、そこはよく相談をしながら、農家の方の経営もきちんと頭に置きながら対応していくことだろうと思えます。

それから、消費拡大については、確かに事業仕分けで削減になっておりますが、例えば小学生向けの副読本として、牛乳の重要性を書いたような副読本を印刷して小学生にお配りしていたんですけども、そういうところは間接的なところもあるので、少し整理をしていくことをし、一方で、例えば学校給食であると離島に運ぶための助成金だとか、そういうものは残すという形で、効果的なものに重点化しながら進めていくという考え方で臨んでいきたいと思えます。

それから、原料原産地表示については、消費者庁にこの権限が移っております。ただ、先だって、リンゴのジュースの原料原産地表示に関して国会で質問がありまして、福島消費者担当大臣からは、原料原産地についてきちんとやりたいということを御発言なさいました。早速、近く消費者庁が原料原産地表示に関して生産者とか流通業者とか小売業者とか、当然消費者も含めて、意見を聞く会



を開催するという事で、近く意見を募集するという事になると思いますので、関係される皆さん方は積極的に消費者庁の意見募集に御参加いただいて、積極的に御意見を言っていただくこと、むしろ我々からもお願いをしたいなと思います。

そういう制度なり将来に繋がるような対策について、経営安定対策の方に予算がたくさん必要になるという状況で重点化せざるを得ないというところはございますが、政務三役ともよく相談しながら、将来に繋がる色んな政策については粘り強く推進できるようにしたいと考えております。相談をしながら進めていきたいと思っております。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございます。原産地表示等の話もございましたが、消費者サイドから、もしあれば。神田委員。

#### ○神田委員

こうした意見は今出てきたものではなく、大分前から、特に餃子問題の後から出てきている問題で、農水省では表示の問題を検討してきて、消費者庁に行ったという経過になっていると思います。

ただ、必要なものは必要だと思います。外国産と国産を見分けたいという意味では必要だと思いますが、そこに誤解が絡んでいて心配なのは、そのことによって安全性が見極められるということがあれば、それは違いうだろうと思いますので、そこはしっかり分けて、国産だから安全だという人もいますし、安全だと思いますが、イコール安全という意識を広めることになってはいけないなと思っておりますので、原料原産地表示の意味を正しく受けとめていく必要があるのかなと思っております。

別のことは後にしたほうがよろしいですか。

#### ○鈴木部会長

どうぞ。

#### ○神田委員

先ほどの安全安心の問題の関連で言いますと、HACCPの問題なども出ておりました。私は現在、BSEの問題というよりも、食中毒の問題がよほど心配だなと思っております。カンピロバクターだとかO-157だとか、サルモネラは少し減ってきたようですけども、そういった問題をきちんと生産者から、と畜場、流通を通して販売まで、例えばHACCPの考え方がきちんと浸透していくような対策が一番現実的な問題としてあるんだろうなと思っておりますし、そのことが現実的に消費者の安全を守るということに一番近い問題なのかなと思ったりもいたしますので、6次産業化を進める上でもHACCPの考え方を浸透していく。このシステムが定着するのは非常に大変だと思いますけれども、考え方を広めながら、できることから安全対策を取ってほしいと思っております。

もう一つ、脇にそれてしまうのかもしれませんが、資料7のことなんです。国民の皆様からの政策提案ということで意見募集をして、去年よりは広い方々から意見が出ているかなと思っておりますが、これをどういうふうに扱っていったらいいのか、私たちが参考にして今日のようなところで参考にすればいいと受けとめればいいのか。

中には、これからも少し議論しておいた方がいいのではないかというテーマもあるような気がしたんですね。例えば、もしかしたら考え方が整理されているのかもしれませんが、動物福祉の問題ですね。表現は悪いんですが、限られた人が強烈に指摘している部分はあります。特殊な意見かなという部分もありますけれども、そういうふうにして避けておくのではなくて、ヨーロッパの動き

などもありますし、避けて通れないテーマだと思いますので、近いうちにきちんと議論したり考え方をもう少し整理しておく。そして、こういった意見が出たときに、きちんと答えられるということをしていく必要があるのかなと思いました。

それから、環境問題との関係で、環境汚染との問題では随分対策が取られたりしていると思うんですが、ここで指摘されているのは温暖化との関係ですよね。よくありがちな話ですけども、特にテレビなどで取り上げられたりするテーマでもありますので、牛を減らせという話にも繋がってきたりするんですよね。変な話がありますけれども、そういった意見もここにも出てきていますので、温暖化との関係ももう少しわかりやすくお答えできるようにというか、そういったことも必要なのかなと、この意見の中から思ったりもいたしました。

以上です。

#### ○鈴木部会長

色々貴重な御指摘、ありがとうございます。近藤委員。

#### ○近藤委員

消費者教育の関係ですけども、仕分けの問題があって、消費拡大のコストの問題は難しいところがあるかもしれませんけれども、消費者教育という観点から言えば、BSEとか動物の問題とかも含めて、表示もそうですね、安心安全の部分と、もう一つ栄養的な問題と両方の側面が消費者啓発的にあると思います。その辺を一緒にしていかないと、わずかなエネルギーコストで両方は無理だと思いますので、一番効率的な方法を優先するということの見極めが重要だなと思っております。

それについては、実際に具体的に何か取り組むという方向であるのでしょうか。乳脂肪率のことも含めて、ここで色んな意見が出ていますけれども、次年度以降、具体的な検討会みたいのがあって取り組むということ、既に動きが出ているのかどうか、もし決まっていることがあれば教えていただきたいと思います。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございます。お2人から幾つか、資料7の取り扱いも含めて、教育の問題も含めて質問もありました。

#### ○富士委員

表示の関係で安全性はもちろん、原産地表示の関係ではもちろんですけども、今も御指摘ありましたように、地球環境、気候変動の問題で、フードマイレージとかそういう形で、遠くから食料を運ぶということに対するフードマイレージの主張だとか、フェアトレードだとか、カーボンフットプリントだとか、そういう観点からも、どこ産かということがわからないとそういうものがカウントできないわけです。そういう意味で、地球環境、気候変動、環境保全、地球を守るという観点からも、そういう表示をきちんとすることが大事だと思います。

#### ○鈴木部会長

御指摘、ありがとうございます。堀江委員もどうぞ。

#### ○堀江委員

安心安全というお話をいただきましたけれども、HACCPあるいはGAPとか、言葉で出すのは大変簡単なわけでございます。実際、私どもトレーサビリティシステムを構築して動き出して5年になりますが、最初の初期投資が大変でございます。生産者だけではなくて、豚の場合だと、と畜場、それを解体する食肉処理場、また運送業者、管理する冷凍倉庫、また消費者の皆さんにすぐ

わかっただけのためには小売店舗での対応と、これを全部クリアできないと、安心安全を消費者に届けることはできないわけです。

そういう点につきまして、5年ぐらい前から国も中心になってやってきたわけでございますけれども、そのとき国からも助成金をいただきました。私どもは何とか生産者が運用費用を出しているわけですが、できない生産団体は全部その当時いただいたお金は返却しています。そういうことで、皆さんでお話する中では大切なんですけれども、実際、担当してやっていく上においては労力もお金もかかる仕事ですので、そこら辺もこれからの施策の中で十分検証していただきながら進めていただかなければならないと思っております。

トレーサビリティシステムをやることについては、HACCPもやっているのと同じです。危害防止をどうしたらよいかということも全部含めてやっておりますので、公表しろといったらすぐできますけれども、それを末端まで繋げていくということは大変な中間費用もかかっているわけでございますので、その点も皆さんに理解をしていただかなければならないと思っております。

#### ○鈴木部会長

御指摘ありがとうございます。幾つかありました。順次お願いします。

#### ○大野畜産振興課長

神田委員からお話ございました動物福祉ですけれども、快適性に配慮した飼養管理の方針を昨年、採卵鶏と豚で初めて作りました。今年の春には乳用牛、ブロイラー、その後は肉用牛、馬と順次指針を作っている、あるいは作ろうとしているところです。次回の酪肉近の議論のときに紹介させていただければと思います。

#### ○山根畜産総合推進室長

それとの関係で資料7の取り扱いでございます。今回、政策提案は今回の価格及び関連対策と、さらに酪肉近に関しても募集してございます。次回以降の部会において、酪肉近の関連について募集したものを同様にお示ししたいと思います。ただ、今回の価格関連の方にも、今申し上げた酪肉近に関連するアニマルウェルフェアのような御意見もございますので、同じ資料を出すのかどうか検討して、御審議の参考に資するような形で考えていきたいと思っております。

#### ○川島動物衛生課長

神田委員からお話のございましたカンピロですとかサルモネラといった食中毒細菌への生産段階での対応ですけれども、私ども動物衛生課で、まずは農場段階で基本的な衛生管理基準を守っていただくということで、家畜伝染病予防法という法律に基づきまして遵守していただくべき基準を公表させていただいております。

さらに、農場段階でHACCPの考え方を取り入れたもう少し高度な衛生管理対策についても推進していく必要があるということで、事業で推進させていただいております。20年度には、そういう農場の方を指導していただく農場指導員の養成も開始しておりますし、昨年8月には、認証基準についても公表させていただいております、引き続き農場段階でのHACCP対策の推進に努めていきたいと思っております。

以上です。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございます。局長からもお願いします。

#### ○本川生産局長

先程近藤委員から安全安心なり栄養表示の問題について、どういう検討を進めていくかというお

話ありがとうございました。

まずHACCPとかGAPについては、今申し上げたような施策をもう既に進めている部分がございますし、HACCPやGAPの推進については新政権も非常に熱心な考え方を持っておられます。一方で、農業の基本計画の議論を進めておりまして、その中で、これからのHACCPなりGAPの進め方についてきちんと整理し、考え方を明らかにしていくということが予定されております。それを踏まえて、さらに深掘りした議論をしていくことになると思います。例えばGAPについて言えば、標準的なGAPについて、どういうものに取り組んだらいいかという標準的なものをまとめるよう検討会で作業を進めております。そのような形で進んでいくことになろうと思います。

それから、牛乳の乳脂肪率であるとか、食肉の問題については、先程室長から申し上げたように、酪肉近の議論の中で論点整理したものを次回にでもお出しをさせていただいて御論議をいただき、そこから先、さらにどのような議論をしていくか、検討方向なりを酪肉近なりに反映させていただくような御論議を次回いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

### ○鈴木部会長

ありがとうございます。今のコメントも含めて、さらにあれば、よろしいですか。

色々御議論いただいた中で、23年度以降の経営安定対策というか、酪農・畜産の所得補償制度をどう考えるかという点ともちょっと絡んでくると思いますがけれども、今回、飼料危機を契機に畜産経営が疲弊したという中で、今ある制度でどこまでやれたか、やれなかった部分を緊急対策でやったという経験は、大変な思いをしましたがけれども、逆に言うと、今後のさらに安定的な制度体系を作る上で、今のものを検証してどういう部分をそこに組み込むかという意味では非常に生きてくるかと思えます。

既に議論がありますように、今回の22年度対策でもそれをどこまで入れ込むかということで、23年度以降を見越して、説明があったように、マルキンについては補完マルキンで対応した部分を一本化し、積み重ねてやってきた複雑さを整頓していくとか、そういうことも既に取り組みれようとしていると思います。飼料基金の枯渇の問題もそうですし、今回既存のもので対応できなかった部分をどんなふうに改善するか。抜本的に制度を変えるわけでもなくて、今あるものに足りなかった部分を、緊急でやった部分をルール化するとか、そういうところでどれだけやれるかという検証の機会になったかなと思われるわけです。

それで、一つ今回の価格との関係で申し上げますと、前回、堀江委員から御指摘がありました、例えば飼料が急速に上昇したときに、今回の保証基準価格などが十分に対応し切れるような計算になっているかどうかという部分が、コストの高騰に機動的に対応するような形で変更できないものかというような意味の御指摘だったかと思うんですけれども、今度の酪農・畜産の補償対策の考え方は、生産コストが急上昇しても、販売価格が下落しても機動的に所得を安定させる仕組みであるということでございます。そういう意味で、今の価格の算定方法が十分にそれに合うものになっているかどうかというのも一つ検証しておくべき点ではないか。例えば豚肉の場合には、生産コストが変動した部分を見込んで改定する形になっておるんですけれども、例えば今回のような急上昇に対して、それは十分に対応できるものなのか、そうでないのかという点については何かコメントがあれば、お願いしたいと思います。

### ○渡邊食肉鶏卵課長

先ほどの価格の説明で、要は直近の経済事情その他のものを勘案して定めるということでございましたが、急激な経済変動があった場合には、20年7月はまさにそうだったんですけれども、期中

改定ということも可能な制度になっておりまして、急激な変化があったときには期中改定等に対応するというので、今は、来年、コスト的にはこういうことになるだろうという推定の下で試算しているわけですが、急激な変化があったときには、そういう対応もあり得るということで対応できるということではないでしょうか。

#### ○堀江委員

そのときに、生産者の積立金が上がっていくわけです。7月に100幾らか上がったわけです。そういう状況になったときに、生産者は、そういう上積みは絶対考えられない状況になる。今の状況も赤字ですから、今回の施策で出る金額についても、果たして生産者が積立てができるかできないかという問題も絡んでくると思うんです。

そういう面で、こういう施策の中でこうだから、これでいいだろうという話でなくて、現状を踏まえながらやってもらわないと、今日出なかったのだからわからないんですけども、みんなから、その施策が出て、生産者が積立てが可能か可能でないかという問題も出てきて、そうすると、全国肉豚基金みたいな形になっても、そこに加入する農家がなくなってくるんじゃないかと思うんです。

それらも含めて、基金の問題については作っていかないと非常に難しいんじゃないかなと思います。

#### ○鈴木部会長

この点について、局長お願いします。

#### ○本川生産局長

肉豚の価格についても、一部の生産者団体の方々から具体的な提案もいただいておりますので、そういうものも念頭に置いて考えていきたいと思っております。そのような指示を受けて、今最終的な詰めをしているところであります。

それから、飼料価格安定基金との関係であります。年に何回も基準価格というか、保証価格を決める議論ができるわけではありませんので、翌年1年間の配合飼料価格をある程度想定して、今で言えば、高止まりをしていると言われますが、高止まりをした水準を織り込んで、補償価格などを決めるというのが原則ではないかと思えます。

ただ、トウモロコシは4月に植えて夏に収穫され、その間に不作が見込まれれば値段が急騰し、年度途中で想定した水準がグッと上がることがありますので、そういう場合に備えて、配合飼料の基金から1年間の短期的な変動を、急激な変動を補うという仕組みを併用していくというのが今までの考え方です。どのようにするかというのは、これからそういう機能も十分頭に置きながら検討を進めていくことになろうかと考えております。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございます。富士委員。

#### ○富士委員

畜種によって違いますけれども、おおよそ畜産の場合は、配合飼料のコストの割合が5割、6割とか、畜種によって7割ということですね。四半期ごとに価格改定されるわけで、上がるときは上がる。2年ぐらい前は四半期ごとに上がっていったわけですね。そうやって、コストの5割とか7割を占める飼料価格が四半期ごとに上がったり下がったりする。

一方、食肉の場合は卸売市場の需給によって価格が上がったり下落したりするわけです。コストが上がったから、下がったからって関係ないわけで、そこにギャップが生じる。乳価は飲用乳価も含めて、よほどのことでない限り年に1回ですね。ここでも、そういうずれが生じる訳です。

最も適合しているのは、肉用牛肥育のマルキンで、四半期ごとにコストが上がって家族労働報酬を割り込んだりすれば、連動しているわけだから、これ以外のは必ずずれが出るんです。そのところをどう考えるかというのが新しい制度を考えるときに必要なんじゃないかと思います。

#### ○鈴木部会長

そういうふうな視点で検討いただくと。そういう点で、価格算定で一点だけ申し上げますと、今日あったように、色んな価格、保証基準価格等は生産コストの変化率を掛けて計算されますけれども、ちょっと違うのは、乳価の場合は、補給金の10円の部分に生産コストの変化率を掛けて変動させますので、いわゆる生産コストの変化率が非常に小さい形で反映されているという点が、本体そのものを生産コストで変化させないという点では大きく現状では違うシステムだという点もあろうかと思います。

時間が押していますが、あと1点だけ需給調整の問題で、先ほど基本計画全体の話もございましたので御案内だと思いますけれども、米のモデル事業等で考えられている基本的な考え方は、生産部分ではできるだけ調整しないで、できるだけ生産はしていただくと。作ったものを販売の部分、出口の部分をついかに確保するかということで調整していくんだという考え方、生産調整から販売調整、出口調整へという考え方で今後の政策を組んでいきたいという一つの考え方があるかと思っています。

ですから、畜産・酪農についても、生産部分で非常に苦勞して調整せざるを得ない、今まで関係者の方々が努力されてきたその御尽力は本当に大変だったと思いますが、その部分を先ほど来話がありますように、できるだけ出口の部分、例えばチーズの需要の部分とか、そういう部分でいかに吸収していくかというところの対策の強化が、肉についてもそうでしょうが、方向性として考えられているのではないかと、全体の流れで、補足的に申し上げておきます。

大変申し訳ございません。時間が押してまして、ここで質疑応答は打ち切らせていただきまして、諮問に対する賛否ということで、皆さんにお伺いしたいんです。今回、委員の皆様は諮問を審議するに当たって参考として示された試算値について御異議があるかどうかということなんです。今まではお一人お一人にお聞きしていたんですが、今回は御異議のない方は挙手をしていただくという形でさせていただこうかと思っています。御異議のない方は、手を挙げてお示しただけですでしょうか。

〔 挙 手 〕

#### ○鈴木部会長

よくわかりました。どうぞ。

#### ○飛田委員

冒頭申し上げたように、総体的な価格の中身がわからない。それで、今日は無理であっても、そのことをきちんと示してもらわないと、賛成か反対かということにならないということですが、部会長の仕切りの中でそういうことを前提に今日は賛成せざるを得ないと思っておりますが、それを基本にやっていただくということを前提です。

#### ○鈴木部会長

わかりました。そういう点も含めて、皆様、挙手いただいたと。富士委員。

#### ○富士委員

保留か条件付き賛成といいますか、関連対策を含めた条件付きで賛成という趣旨です。それで意見を言わせてもらいたいと思います。

## ○鈴木部会長

わかりました。意見も併せてどうぞ。

## ○富士委員

そういう立場で言わせていただきます。1点目は肉用子牛の補給金制度です。特に和子牛、黒牛のところは31万円で据え置きということであります。生産コストの実態からしてもそれ以上という中で、関連対策が35万、40万という形で措置されているわけですが、このところ、40万円の手取りが確保できる、わかりやすい関連対策を措置するという前提で賛成といいますか、そういうことが措置されるんだという方向の中で賛成ということになります。そうでなければ反対ということになります。

それから、肉用牛の肥育経営です。これも安定価格は据え置きということです。肉用牛の肥育経営は安定価格で守られているというよりは、マルキンによって守られているわけで、マルキンが全く示されていないければ、この安定価格はいいとか悪いというのは言えないわけで、まさにマルキンにかかっていると思います。マルキンについても一本化ということで、簡素にわかりやすく見直すということでありますけれども、ここについては生産者が拠出しています。つまり、家族労働費を割った所得のところのセーフティネットは生産者も拠出してセーフティネットを受けるんだという発想ですよ。そういう意味で拠出しています。それから、物財費割れを起こしたところは国が補てんをします。ただし、6割ということですが、そういうことでできているわけです。そういう意味で、一本化しても生産者の拠出が増高しない、それから、国の補償、支援水準も含めて、それが減らないと、充実するという方向での簡素で一本化したマルキンの仕組みが前提だと思います。その一本化に当たっての生産者拠出の水準なり、家族労働費と直接コストとの切り分けの考え方をみたいのをきちんとしていただきたいと思います。

3つ目は養豚です。養豚につきましても400円、安定価格は据え置きということです。これも肉豚の価格差補てんがどうなるかということによって、いいか悪いかということになります。肉豚についても、全国一本で養豚生産費450円の仕組みで1対1という話が出ておりますけれども、そういう方向で肉豚経営安定対策が措置される。さらに、地域によって拠出水準が色々違います。そういう意味で、国の一本化した仕組みに地域が独自に仕組めるといいますか、そういうものも柔軟に取り入れられるという肉豚の安定した仕組みの関連対策が措置される前提でということでもあります。

それから、酪農も限度数量195万トンから10万トン減らされるということですが、飛田委員が申しているとおりに、それに関連する生クリームなりチーズに対する対策なり数量は現行の手取り水準から下がらないということが関連対策で措置されるという前提で賛成ということでもあります。

## ○鈴木部会長

わかりました。飛田委員と富士委員はそういう関連対策がしっかりとセットで行われるということとを条件に賛成いただくと。

## ○八巻委員

私もお二人の意見に賛成です。

## ○鈴木部会長

わかりました。そういう意味も含めて、賛成多数ということで認めていただいたことにします。

以上をもちまして、質疑応答及び意見聴取、賛否表明を終わりましたので、答申案の作成に移りたいと思います。本日出されました御意見を、意見の概要という形で取りまとめて、これも参考に

政府の関連対策決定に使っていただくことにしたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木部会長

御異議ないようですので、慣例のとおり、こちらから起草委員は指名させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木部会長

それでは、上安平委員、飛田委員、萬野委員にお願いいたしますとともに、私と神田委員も参加するということで御了承願います。

原案が作成されるまで暫時休憩ということで、できるだけ早く取りまとめますので、休憩時間に入らせていただきたいと思います。

○山根畜産総合推進室長

事務局から起草委員会の会場について説明いたします。起草委員会は2階の大臣応接室にて、今から10分少し過ぎ、2時15分を目途に開始しますので、起草委員の皆様におかれましては御参集願います。また、再開の時間でございますが、15時20分頃を目途に予定しております。また御案内いたしますが、よろしく申し上げます。

〔暫時休憩〕

○鈴木部会長

大変お待たせいたしました。部会を再開いたします。

7. 答 申

○鈴木部会長

起草委員会におきまして、慎重に審議をいたしました結果、答申案並びに意見の概要を作成いただきました。

事務局から朗読をお願いします。

○木下課長補佐

それでは朗読いたします。

答 申

平成22年2月23日付け21生畜第1770号で諮問があった平成22年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「限度数量」という。）及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成22年2月23日付け21生畜第1771号で諮問があった平成22年度の指定食肉の安定価格を試算に示した



考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成22年2月23日付け21生畜第1172号で諮問があった平成22年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

#### 記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。  
牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。  
肉用子牛の合理化目標価格については、平成22年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

次に意見の概要案を朗読いたします。

#### 「意見の概要」

##### I 酪農・乳業関係

- 限度数量が21年度に比べて10万トンの削減となったが、乳用牛の頭数を減らして減産すると、将来、需要が増加しても生乳を供給できない。過去のように、減産のため頭数を減らすことは適当でない。
- チーズ、生クリーム向け生乳の需要創出対策を緊急的に措置することにより、現行の生産者の手取りが下がらないようにすべき。
- 生産者が取り組む牛乳乳製品の消費拡大活動や酪農体験活動に対する政策的な支援を行うべき。

##### II 食肉関係

- マルキン等の経営安定対策は重要であり、きめ細かい支援をお願いする。担い手の確保、生産基盤の強化等が必要。
- 肉用子牛対策については、繁殖農家の物財費と家族労働費の相当部分が確保される対策が措置されることが必要。
- 肥育牛対策については、農家負担に配慮し、国の支援水準が維持される必要。
- 養豚対策について、肉豚の生産コストが確保され、生産者と国の拠出が1：1となり、また、地域独自の取組ができるようにすべき。
- 種豚の改良や更新等の家畜改良対策に力を入れるべき。
- 食肉卸売市場における適正な価格形成のため、集荷支援対策などが必要。
- 食肉の販売が不振な中、需要拡大を国もしっかり図って欲しい。

##### III 共通

- 畜産・酪農所得補償制度の導入に当たっては、円滑に移行するためにきめ細かい関連対

策を行う必要。

- 飼料用米、耕作放棄地対策、エコフィールド等国内飼料資源の利活用の取組を強力に押し進めるべき。
- 草地基盤整備についてはしっかり予算を確保して進めるべき。

以上でございます。

**○鈴木部会長**

ありがとうございました。

意見の概要につきましては、関連対策に関連する部分のみに基本的には限定してまとめております。これをしっかりとやっていただくことで、「妥当である」という答申になるという意味合いで整理いただいております。答申案と意見の概要をあわせて、こういう形で答申したいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

**○富士委員**

食肉関係の2つ目の丸の「相当部分」は削減してもいいんじゃないかと思います。

**○鈴木部会長**

「相当部分」という表現をあえて入れないほうがいいのではないかと、この点はいかがですか。それで問題なければ。

**○渡邊食肉鶏卵課長**

制度的なバランスもあると思うんです。例えばマルキンで言えば、今まで家族労働費の全額を見ているわけではないので、そういうところのバランスを考えて、「相当部分」を入れさせていただいています。また、子牛の場合は肥育との関係もありますし、価格が余り高止まりをすると肥育の方々に負担がかかるとか、ものすごい勢いで増頭になってしまうとか、色々課題もあると思っております。水準をどのくらいにするかという御議論はあるかと思えますけれども、取ってしまうと、10%措置という感じに受け取れてしまうので、そこはいかなものかと当方では思っております。

**○鈴木部会長**

どうでしょうか。100%と受け取られるか。実際、どれも100%にはなっていないということは事実であります。

**○富士委員**

「相当」というのがあれですね。

**○鈴木部会長**

何かいい表現はありますか。

**○本川生産局長**

「大半」とか「大方」とか。

**○鈴木部会長**

大半というと、もうちょっと多いんですか。

**○近藤委員**

100%に近くしたいわけですか。それとも100%じゃないよということの意味したいわけですか。

**○鈴木部会長**

局長から説明をお願いします。

**○本川生産局長**

米のモデル所得補償事業も、米について言えば、物財費と家族労働費の8割が確保される水準を補償するという考え方であります。100%というのはモラルハザードの問題も考えれば難しいのではないかとということで、100%ととられるような表現であると、それを実現するのは難しくなるのではないかなと思いますので、できれば、いい案ではないかなと思っております。

○神田委員

一般的に相当部分というと、相当いいほうに受けとめます。余り御心配は要らないんじゃないかという気がします。

○鈴木部会長

そうですね。むしろ大半のほうが7割ぐらいかなみたい。よくわかりませんが、そこらはできる限り高い割合でという意味がこもっているんだという認識をみんなで持っていただくということで、表現はこのままということで御了解いただきたいと思っております。

そういうことで御異議なしということで、本答申案につきましては当部会の決定とすると同時に、関連規則に基づきまして、食料・農業・農村政策審議会の正式の答申といたします。

答申内容は部会の決定がそのまま本審議会の決定とみなすということから、ただいま食料・農業・農村政策審議会长名で答申を農林水産大臣に提出いたします。山田副大臣がお見えになっておりますので、山田副大臣にお渡ししたいと思っております。

答申を山田副大臣にお渡しいたします。

〔答申書手交〕

8. 農林水産副大臣挨拶

○鈴木部会長

ここで山田副大臣から御挨拶をお願いいたします。

○山田副大臣

皆様方には本当に長い時間、熱心に御協議いただきまして、本当にありがとうございました。今日、この答申を受けまして、これを持ち帰りまして大臣に渡していきながら、政務三役でこの答申に沿った形で価格の決定及びその関連対策をしっかりと決定させていただきたいと思っております。

朝から長時間に渡ってありがとうございました。

○鈴木部会長

どうもありがとうございました。

9. 閉 会

○鈴木部会長

本日は、長時間にわたりまして御熱心に御審議いただきまして御礼申し上げます。これを持ちまして、食料・農業・農村政策審議会、平成21年度第6回の畜産部会は閉会といたしたいと思っております。委員の皆様への御協力に心より御礼申し上げます。

事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

○山根畜産総合推進室長

次回の畜産部会の日程につきましては、改めて連絡させていただきたいと思います。

○鈴木部会長

これで閉会といたします。ありがとうございました。